

第5期 陸別町総合計画

## 基本計画

空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる

きらり☆ひかる町 陸別町

基本構想	平成22年度～平成31年度
基本計画（変更後）	平成28年度～平成31年度

陸別町

# 空・森・土と共に 町民の絆でつくる うるおいあふれる

## きらり☆ひかる町 陸別町

I しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり		4p	担当課	連携課
1 自然を活かした農業の振興	(1) 基盤の整備と経営の支援	産業振興課	建	
	(2) 流通・販売対策の推進	産業振興課	総	
2 豊かな森の資源づくり	(1) 緑豊かな森林の育成	産業振興課	建	
	(2) 森の資源の有効活用	産業振興課		
3 地域を支える活力ある商工業づくり	(1) 活力ある商工業の育成	産業振興課	総	
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	産業振興課	総	
	(3) 雇用の安定	産業振興課		
4 個性あふれる交流・観光拠点づくり	(1) 特色ある観光資源の整備	産業振興課	総	
	(2) 観光ソフト事業の充実	産業振興課	総	
II 笑顔あふれる幸せづくり		26p	担当課	連携課
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	保健福祉 C	町・診・教	
	(2) 地域医療の充実	診療所	町・保・消	
2 次世代育成支援の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	保健福祉 C	診	
	(2) 地域における子育て支援の充実	保健福祉 C	町・教	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支え合うまちづくり	保健福祉 C	町・診・教	
	(2) 障がい者福祉の充実	保健福祉 C	産・教	
	(3) 高齢者福祉の充実	保健福祉 C	診	
4 長寿のよろこび	(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	保健福祉 C	教	

Ⅲ 暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり		44p	担当課	連携課
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	産業振興課	総・町・建・教	
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	総務課	建	
	(3) ごみの減量化と適正な処理	町民課		
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	建設課	町	
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	総務課	町・産・建	
2 利便性を高める交通と情報	(1) 道路網の整備	建設課	総・町	
	(2) 交通の確保	総務課		
	(3) 情報ネットワークの整備	町民課	総・保・産・教	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	総務課	町・保・産・建 教・消	
	(2) 消防・救急体制の充実	消防署	総・保・産・診	
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	総務課	保・建・教	
	(4) 消費者対策の充実	産業振興課	町・保・教	
	(5) 冬季生活の向上	建設課	総・保・産	
Ⅳ 誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり		72p	担当課	連携課
1 生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	教育委員会	総・保・産	
	(2) 学校教育の充実	教育委員会	総・保	
	(3) 生涯スポーツの充実	教育委員会	保	
2 誇り高きふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	教育委員会		
	(2) 文化財保護の推進	教育委員会		
	(3) 地域イメージの形成	総務課	産	
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	総務課	産・教	
Ⅴ 豊かなふれあいが築くふるさとづくり		90p	担当課	連携課
1 地域と共に歩む行政	(1) 町民参加のまちづくり	総務課	町・建・教	
	(2) 情報の共有によるまちづくり	町民課	総	
2 生き生きとした青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	教育委員会	保	
	(2) 活力ある青年活動の促進	教育委員会	総・産	
	(3) 男女共同参画の推進	総務課	教	
3 開かれた行財政と安定した運営	(1) 安定した行財政運営	総務課		
	(2) 広域行政による効率的な行政運営	総務課		
連携課				
総＝総務課	町＝町民課	保＝保健福祉センター	産＝産業振興課	
建＝建設課	診＝診療所	教＝教育委員会	消＝消防署	



## 基本目標 I

## しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

1	自然を活かした農業の振興	担当課
	(1) 基盤の整備と経営の支援	産業振興課
	(2) 流通・販売対策の推進	産業振興課
2	豊かな森の資源づくり	担当課
	(1) 緑豊かな森林の育成	産業振興課
	(2) 森の資源の有効活用	産業振興課
3	地域を支える活力ある商工業づくり	担当課
	(1) 活力ある商工業の育成	産業振興課
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	産業振興課
	(3) 雇用の安定	産業振興課
4	個性あふれる交流・観光拠点づくり	担当課
	(1) 特色ある観光資源の整備	産業振興課
	(2) 観光ソフト事業の充実	産業振興課

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
1 自然を活かした 農業の振興	(1) 基盤の整備と経営の支援	I-1-(1)
	(2) 流通・販売対策の推進	I-1-(2)

### 基盤の整備と経営の支援

担当課：産業振興課 連携課：建設課

#### 〈現状および課題〉

本町は酪農を中心とした農業を展開していますが、農畜産物の輸入自由化への流れの中、国際的な経済社会との相互の結び付きを強めています。

世界的な人口増加や中国をはじめとするアジア諸国の経済発展により食料需要が増大するなか、食料自給率の向上が求められており、より一層、効率性・生産性が高く、安全・安心な食につながる農業の基盤整備が重要となります。

一方、離農や経営の縮小などによる耕作放棄地の増加も考えられ、これらの農用地の効率的な活用に努めることも必要です。

きびしい農業環境に加え、就農者の高齢化や後継者不在による離農により、農業を支える従事者が年々減少しています。町に住む人にとって、働きがいのある農業の実現を目指し、若い世代から高齢者それぞれの価値観にあった幅広い農業展開を図ると共に、他業種からの農業参入や認定農業者の認定に積極的に取り組む必要があります。

また、ゆとりのある農業経営への転換などを進めると共に、法人化の推進、高齢者農業への対応など、多様な農業形態の普及に努めていきます。

さらに、農業・農村の役割が十分に発揮されるよう、自然環境に配慮し、将来にわたって持続できるような農業を進める必要があります。

#### 〈基本方針〉

農業に対する多面的な役割を十分に理解し、国民の食に対する安心への配慮や自然環境と調和した農業振興に努めます。

〈主な施策〉

①農業生産基盤の整備

- ・ 生産性向上のため、農業基盤の整備推進  
計画的な草地、畑地の整備や、農道、用排水施設、農業施設などの農業基盤の整備を推進し、生産性の向上を目指します。
- ・ 循環型農業の確立  
家畜ふん尿の堆肥化など、堆肥の有効活用による地力向上の推進を図ります。  
また、家畜ふん尿などを原料としたバイオマスエネルギーの利活用について調査研究し、プラントを設置することにより家畜ふん尿の適正な処理と消化液などの有効活用を図ります。更に、農業資材のリサイクル化やパーラー排水処理施設の普及など、環境に配慮した農業を進めます。
- ・ 農地情報データベース化による農地有効活用  
関係機関と連携して、農地情報のデータベースを整備して共有化を図り、耕作放棄地の解消や農地の確保と有効活用に取り組みます。

②農業経営の改善

- ・ 関係機関との連携による農業経営体の経営基盤整備  
「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に基づき経営体質の強化を図ると共に、経営の安定化に向けた支援を行います。
- ・ 営農技術・経営指導体制の強化  
効率的かつ安定的な経営を育成するため、関係機関と連携して、営農技術・経営の指導体制を強化します。
- ・ 効率的な農業経営による経営の安定  
農業コントラクターや酪農ヘルパー及びTMRセンター利用の推進、哺育育成事業などに取り組むことにより、効率化による経営の安定化と過重労働・女性の負担の軽減を図ります。
- ・ 農業経営の体質強化  
農業関係制度資金及び陸別町独自資金の活用により農業経営の体質強化を支援します。

③担い手の育成と多様な農業形態による農業の活性化

・ 後継者・新規就農者の育成・支援

陸別農業の将来を担う後継者の育成や新規就農支援のため北海道農業担い手育成センターや関係機関と連携した活動を展開します。また、認定農業者や認定志向農業者への指導や支援活動を積極的に進めます。

・ 法人化の推進と他業種からの農業分野進出

効率的かつ安定的な農業経営の実現のため、農業経営の法人化や他業種からの農業分野への進出を促進します。特に農地の有効利用や雇用・研修の受け皿として、公益的な役割が期待される地域連携法人の育成を積極的に支援します。

④陸別町の地形や気候などの特性に合った農業形態の研究・導入について、関係機関のみなさんと検討を進めます。



## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
1 自然を活かした 農業の振興	(1) 基盤の整備と経営の支援	I-1-(1)
	(2) 流通・販売対策の推進	I-1-(2)

### 流通・販売対策の推進

担当課：産業振興課 連携課：総務課

#### 〈現状および課題〉

高い収益性を確保するためには、気候や技術などを活用した陸別独自の安全・安心の農畜産物づくりを進め、農畜産物やそれらを利用した加工品の陸別ブランド化を進展させると共に、事業の拡大を図りながら、都市住民などとの交流を活かした流通・販売対策など、独自の販売ルートを確立していくことが重要です。

また、グリーンツーリズム・エコツーリズムなどや、農業を活用した観光・交流に取り組み、活力ある農山村づくりを進める必要があります。

#### 〈基本方針〉

陸別の特性を活かした農畜産物および乳製品の加工品づくりなど、幅広い陸別ブランドづくりを進めます。また、都市部への産地直送販売や栽培契約など消費者の顔が見える農業を進めると共に、都市と農村の交流を図り農業の多面的な機能を活かした農村の活性化を図ります。

〈主な施策〉

①陸別ブランドづくり

- ・ 陸別産の農畜産物および乳製品加工の取り組み  
陸別町農畜産物加工研修センターを活用し、陸別産の農畜産物及び乳製品を活かした消費者のニーズに合った加工品の研究開発の取り組みを推進します。
- ・ 陸別の特性を活かした野菜・薬用植物の研究  
陸別町の寒冷な気候と寒暖の差を活かした野菜の研究開発をし、陸別の農畜産物のブランド化を強化します。また、薬用植物について、研究栽培を行い事業化に向けた調査研究を推進します。

②流通・販売対策

- ・ 安定した販路の開拓  
都市部などへの産地直送販売や栽培契約の推進など、消費者と直接つながる農業の推進を図ると共に、町民や観光客などへの消費拡大を進めます。
- ・ 生産者と消費者の交流  
陸別の基幹産業である、農業に関心を持ってもらうために、町民を対象とした農業体験交流会や、町外者を対象とした滞在型農業体験など、農業に対する理解を深める取り組みを推進します。

③都市との交流による農村の振興

- ・ グリーンツーリズム・エコツーリズムによる交流の推進  
観光や滞在型体験学習・乳製品加工・農家の簡易宿泊所の登録など、新たな農業の取り組みへの支援を行います。
- ・ 農村景観の整備  
陸別の自然環境を活かした農村の景観形成を進めます。また、離農跡地にある廃屋の解消に向け、関係機関との協議を進めます。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
2 豊かな森の資源 づくり	(1) 緑豊かな森林の育成	I-2-(1)
	(2) 森の資源の有効活用	I-2-(2)

### 緑豊かな森林の育成

担当課：産業振興課 連携課：建設課

#### 〈現状および課題〉

森林が持つ機能・役割は地球規模の環境意識が高まるにつれ見直されています。

森林が持つ環境保全や防災、水源かん養など公益的な機能が、広い視野での森林保全や育成を担う産業としても大きく期待されています。

一方、国内の木材需要が増えている状況で、町内の森林の伐採が盛んに行われていますが、伐採された森林のうち再造林されない森林も多く、無立木地が増加しています。

森林・林業は、この緑豊かな森林資源をあらゆる観点から保全し、育成する産業として経営基盤を強め、森林資源と共に、資源を継承する人材を育てることが必要です。

また、経済のグローバル化が進む中で、国内だけでなく世界の経済状況に対応できる林業経営が求められています。

#### 〈基本方針〉

「陸別町森林整備計画」に基づき計画的な造林や管理に努め緑豊かな森林をみんなで守り、育てていきます。

また、国際経済に対応した事業への転換や、就労条件の改善を進め、担い手が育つ魅力ある林業の環境づくりに努めます。

〈主な施策〉

①森林の整備及び保全

- ・ 森林資源の維持造成の推進  
森林の有する多面的機能を活かすために、地球環境保全に配慮しつつ、森林の機能が発揮できる適正な森林事業の実施や森林の保全に努めます。
- ・ 林道・作業道の整備  
効果的な森林事業や森林の適正な管理経営に必要な不可欠な林内道路の整備を進めると共に、林内道路網を有効に活用した森林整備に努めます。
- ・ 無立木地の解消  
無立木地の解消に向け、森林所有者に対し、伐採跡地への植林などの森林育成の啓発を行います。また、高齢化や後継者不在による、森林育成が困難な無立木地についての公有林化を含めた対策を検討します。

②林業経営の改善

- ・ 林業事業体の体質強化  
計画的な森林施業と林業従事者の雇用を確保するため、経営の多角化や合理化などにより、経営の体質強化、高度化のための支援をします。
- ・ 担い手の育成・確保対策  
林業労働者の育成・確保のため雇用環境の整備を進めます。また、森林所有者の後継者に対する対策として、町・森林組合・森林所有者が地域ぐるみで森林施業を計画的、効果的に進めます。
- ・ 森林施業の合理化の推進  
高性能林業機械による効果的な作業システムの普及及び定着を図ります。  
また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について事業者間における共同購入・共同使用などにかかる取り組みを支援します。

③国有林と共生の森林育成を進めるため、国と連携した取り組みを進めます。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
2 豊かな森の資源 づくり	(1) 緑豊かな森林の育成	I-2-(1)
	(2) 森の資源の有効活用	I-2-(2)

### 森の資源の有効活用

担当課：産業振興課 連携課：

#### 〈現状および課題〉

本町の総面積の8割を占める森林は、陸別での暮らしを支える大切な財産です。この恵まれた森林資源は産業面だけではなく、保健・文化・レクリエーション活動を目的とした利用が、年々増加しており、森林の多面的な活用を図り、豊かな資源から、より多くの恵みが得られる環境をつくることが大切になります。

#### 〈基本方針〉

銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森など、町民や観光客が親しめる森林空間環境づくりや、緑地帯・公園・街路樹など身近な緑の整備など、景観形成を図っていきます。

〈主な施策〉

①森林資源を活用した交流環境づくり

- ・ 森林を利用した交流促進  
銀河の森や宮の森風景林、ふれあいの森などを有効利用した自然体験や滞在型交流を促進するための環境整備をハード・ソフト両面から進めます。
- ・ 町民と森林の交流促進  
町民が森林を身近な存在として感じ、森林とのかかわりを深めるための機会づくりを進めます。
- ・ 森林体験の受け入れ態勢の確立  
森林ガイドの育成や林業体験の実施などに向けた人材の育成を進めます。

②木材の流通と加工施設の整備

- ・ 木材加工事業の推進  
森林資源の活用方策として、地場産品の地場加工を推進するため、木材加工場や2次加工場の起業や誘致の取り組みを進めます。
- ・ 林産物利用の開発・研究の推進  
豊富な資源である林産物に付加価値をつけるために、商品の開発・研究を推進します。
- ・ 陸別町産材を活用した、住宅建設についての研究を推進します。

③林地残材のエネルギーとしての活用について検討を進めます。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
3 地域を支える活 力ある商工業づ くり	(1) 活力ある商工業の育成	I-3-(1)
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	I-3-(2)
	(3) 雇用の安定	I-3-(3)

### 活力ある商工業の育成

担当課：産業振興課 連携課：総務課

#### 〈現状および課題〉

国内経済の低迷による個人消費の低下や、公共事業の減少によるきびしい経済状況に加え、人口減少や消費者ニーズの多様化・交通手段やインターネットの発達などにより、町内の購買力は低下傾向にあります。

また、当町の商工業者は小規模事業所や個人経営が多く、高齢化や後継者不在による廃業が増加しています。

商工業者の事業撤退と廃業は町内経済を疲弊させる要因となるため、陸別町商工会を中心として商工業の振興に努める必要があります。

本町は、寒冷な気候条件を最大限に利用した取り組みで、日産自動車の試験場誘致の実績があります。今後も地域の特色を活かした企業誘致活動を進めて、地域経済の活性化を図る必要があります。

#### 〈基本方針〉

社会環境に柔軟に対応した商工業を確立するために、情報を的確に収集し、本町に適した商業体系の確立や不在業種の解消など、本町における商工業の役割を十分に発揮できる仕組みを作っていきます。

また、陸別町小規模企業振興基本条例に基づき、本町の約9割を占める小規模企業の振興に資する取組を行っていきます。

〈主な施策〉

①活力ある商工業等の振興

- ・ 商工会の機能強化  
陸別町商工会を中核的な組織として、町・事業所とが一体となった商工業の振興を図ります。
- ・ 経営の支援  
町内商工業者の健全な経営および設備投資などに対する融資制度などにより、商工業の振興を図るとともに、小規模企業の成長発展及びその持続的発展のための取組を行います。
- ・ 陸別町にあった商業体系の確立  
高齢者の増加により交通弱者が増加する中で、すべての人が快適な生活を送れるような商業体系を整えます。また、中心市街地に点在する空き店舗を有効利用したまちづくりを進めます。  
陸別町商業活性化施設「コミュニティプラザ・ぷらっと」の運営や利用促進を図るための支援を行います。

②企業誘致と起業の支援

- ・ 企業誘致の取り組みの強化  
陸別町の寒さや地震が少ないことなどの自然環境を前面に押し出した企業の誘致を積極的に進めると共に、そのための的確な情報収集を行います。また、新エネルギーを活用した、発電所やプラントなどの誘致を進めます。
- ・ 起業の支援  
国や北海道・商工会と連携し、起業や既存事業所による新規事業への取り組みを支援します。
- ・ 不在業種対策  
町民の生活基盤の維持のため、不在となっている業種への進出・起業に対する支援をします。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
3 地域を支える活 力ある商工業づ くり	(1) 活力ある商工業の育成	I-3-(1)
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	I-3-(2)
	(3) 雇用の安定	I-3-(3)

### 地域産業と連携したブランドづくり

担当課：産業振興課 連携課：総務課

#### 〈現状および課題〉

本町は、地場産品として森林資源を活用した山菜加工品、木材加工品、エゾシカの加工品を製造販売しているほか、陸別産の農畜産物のブランド化を進めています。

今後は豊富な自然環境から生まれた地場産品を高付加価値化するため、陸別町内の統一したブランド形成が必要となっています。

#### 〈基本方針〉

(株)陸別町振興公社を中心として、農業協同組合、商工会などが連携した流通体系の確立、商品の研究開発やブランドづくりへの取り組みを支援します。

また、個人や民間企業が商品開発等の事業展開を積極的に取り組めるような環境づくりを進めます。

〈主な施策〉

①陸別のブランドづくりと流通体系の確立

- ・ 地域資源のブランド化推進  
北海道ブランド・十勝ブランドと連携し、陸別町の農畜産物・林産物・しばれ・星空が持つ魅力をブランド化し、価値を高めるために関連する機関が連携した取り組みを振興します。
- ・ 流通体系の確立  
町内の関連する機関が連携した生産～製造～販売のシステムづくりを進めます。また、町内商店での販売やインターネットを利用した広域的な販売など幅広い対応を進めます。
- ・ PR 活動の推進  
多様な媒体を利用した PR 活動を進めます。

②新商品や加工品の開発・研究の促進

- ・ 農畜産物・林産物の加工開発研究の促進  
農畜産物加工研修センターや大学・公的試験機関を活用した開発・研究を進めます。また、民間の力を取り入れた開発・研究を支援します。
- ・ りくべつチャレンジプロジェクトの推進  
陸別町の地域資源を活用した事業開発と雇用の創出を図るための調査研究を進めます。また、地域おこし協力隊事業などを活用し、地域産業の活性化や担い手の育成を推進します。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
3 地域を支える活力ある商工業づくり	(1) 活力ある商工業の育成	I-3-(1)
	(2) 地域産業と連携したブランドづくり	I-3-(2)
	(3) 雇用の安定	I-3-(3)

### 雇用の安定

担当課：産業振興課 連携課：

#### 〈現状および課題〉

国内経済の低迷によるきびしい地方経済の影響を受け、本町の雇用不安は、非常に大きくなっています。特に建設業では、国や地方の公共事業の減少の影響が大きく、会社の倒産・事業の縮小により働く場所が減少しており、雇用状況は不安定になっています。

このような中で、基幹産業である、農業や林業の振興の取り組みを進めることにより、新たな職場を創造し、安定した雇用環境を整える必要があります。

#### 〈基本方針〉

きびしい雇用状況の中、安定的な雇用の場の確保のため、基幹産業である農業や林業及び小規模企業等と連携した雇用対策を積極的に進めます。

さらに、労働条件や勤労者福利厚生の実を図り、労働者の健康や労働環境の向上の取り組みを進めます。

〈主な施策〉

①雇用の創造と安定化

- ・ 地域産業との連携による雇用の拡大  
企業誘致や農業・林業などの基幹産業との連携により、新規雇用の創造を図ります。また、ハローワークと連携した無料職業紹介所の運営と新規雇用者採用における企業などの支援を行います。
- ・ 職業能力開発の促進  
関係機関との連携による基礎的な職業知識や能力を高めるため、学習機会の提供に努めます。

②労働者の労働環境の確保

- ・ 勤労者福祉の推進  
安心して働ける労働環境の確保・向上のための、雇用主や労働者団体の活動の支援を行います。
- ・ 労働者の生活安定  
労働者の生活安定のため、生活資金貸付制度等による支援を行います。
- ・ 労働環境の確保  
雇用条件の適正化に向けた事業者の意識啓発と、労働者への情報提供を行います。
- ・ 季節労働者対策の推進  
建設業や林業等における季節雇用労働者の通年雇用化を図ります。また、季節労働者や失業者の生活安定のための支援を行います。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
4 個性あふれる交流・観光拠点づくり	(1) 特色ある観光資源の整備	I-4-(1)
	(2) 観光ソフト事業の充実	I-4-(2)

### 特色ある観光資源の整備

担当課：産業振興課 連携課：総務課

#### 〈現状および課題〉

こころや体の健康に対する意識が高まる中で、豊かな自然と満天の星空を活かした陸別町の観光は大きく注目されています。なかでも銀河の森では、天文台を核とした森林レクリエーションや各種観望会、展望会が行われ、近接の宿泊施設コテージ村と一体となった観光施設として、1年をとおして観光客が訪れています。

そのほかにも、森林浴に最適なふれあいの森や、氷河期の生き残りとも言われるナキウサギの生息する北稜岳など、豊かな自然の中でその恩恵にあずかっています。

平成18年4月に廃線となった「ふるさと銀河線」を利用した体験型鉄道公園「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」が平成20年にスタートし、ふるさと銀河線車輛を使用した運転体験や乗車体験、トロッコ運転体験が行われています。

本町の特色ある観光資源が連携することにより、さらに魅力を引き出し、多くの観光客を誘致することにつながります。

今後は、北海道横断自動車道網走線（十勝オホーツク自動車道）の更なる整備により、十勝・釧路・オホーツク圏の中間地点とし交通量の増加が見込まれる中で、観光協会を中心として、町や商工会が情報を共有し、連携しながら、単なる通過点としてではなく、魅力ある観光地としての整備を進める必要があります。

#### 〈基本方針〉

自然を通じた交流拠点として、銀河の森の環境を整えると共に、ふれあいの森や北稜岳などを活用して、自然とふれあう機会づくりを進めます。また、この自然を求め、町外から多くの人が、気軽に訪れることができるよう、交通アクセスや町内交通手段の充実、これら豊かな自然への案内など受入体制を整えていきます。

〈主な施策〉

①自然環境と調和した観光の充実

- ・ 天文台を中心とした銀河の森の整備  
星空と森林を活かした、銀河の森の整備をハード・ソフト両面から促進します。  
また、イベント広場・陸別サーキットが一体となった銀河の森の整備を進めます。
- ・ 森林を活かした観光施設の充実  
豊富な森林資源を有効に活用するため、ふれあいの森・宮の森風景林・北稜岳・カネラン峠の自然体験施設の充実を図ります。また、豊富な自然環境を保全する意識の向上を図ります。
- ・ 森林ガイドや自然体験観光を担う人材の育成  
当町の魅力である自然環境を観光客に伝えるために必要な人材の育成を進めます。

②道東観光の中継地としての交通アクセスの向上

- ・ 道の駅の充実  
道の駅の役割を向上させるために周辺道路や駐車場の利便性の向上を図ります。  
また、道の駅と一体となった周辺観光施設の整備を進めます。
- ・ 観光と地域交通の連携  
観光客が既存の地域交通を利用しやすい環境づくりを進めます。また、町内の観光施設間の交通手段の確保を図ります。
- ・ 交通ネットワークの整備促進  
陸別町が道東観光の中継点として、国道・道道の安全性・利便性の向上を推進しそれらと連携した町道の整備を進めます。また、より広いエリアにおける観光ネットワークを構築するため、高速道路の機能強化を求めています。

③景観の保全と向上

- ・ 森林・星空・田園風景など都会や他の地域にはない陸別だけの魅力の保全・向上に努めます。

④ふるさと銀河線遺産の活用

- ・ ふるさと銀河線りくべつ鉄道については、陸別町商工会と連携して整備、活用を進めます。

## I、しばれ・森林・星空が育む地域産業づくり

政 策	施 策	
4 個性あふれる交流・観光拠点づくり	(1) 特色ある観光資源の整備	I-4-(1)
	(2) 観光ソフト事業の充実	I-4-(2)

### 観光ソフト事業の充実

担当課：産業振興課 連携課：総務課

#### 〈現状および課題〉

ふるさと銀河線りくべつ鉄道や、しばれフェスティバルなど、地域特性を活かしたイベントを中心に、年間15万人の観光客を集めていますが、その9割以上は日帰り客が占めています。大型連休が増加するなか、イベントをこの地に訪れるきっかけとし、何度も体験したくなるような時間消費型の観光ソフトづくりや、地域産業との連携を高め、地域と一体的な仕組みをつくる必要があります。

#### 〈基本方針〉

既存のイベントや体験企画に加え、森林や星など新たなイベントや、体験企画の充実を図ると共に、観光協会を中心に推進組織の強化や組織間のネットワークづくりを進めます。

さらに、観光PRの強化を図ると共に、農林産物を活用した料理やお土産の販売、観光ホスピタリティの向上に努め、地域が一体となって観光客を迎え、ここからもてなす環境をつくっていきます。

#### 〈主な施策〉

##### ①陸別の特性を活かした観光・物産振興

- ・ 地域主導の体験企画の観光商品開発

しばれフェスティバルやオフロードレースのほか、陸別町の特色を活かした満足度の高い体験企画の開発を進めます。

- ・ 体験滞在を促進するソフト事業の展開

天文台・各種イベント・りくべつ鉄道・歴史・自然を活かし、それぞれが連携したソフト事業の企画づくりや人材育成・確保を推進すると共に、受入体制の確立を目指します。

- ・ 自然学習型、健康づくり型の観光資源の発掘  
エコツーリズム、グリーンツーリズムなどに資する自然学習型、農村などを舞台とした体験・参加型、森林などを活用した健康づくり型の観光資源を発掘します。
- ・ 陸別町の特性を活かした物産振興  
特色ある物産の開発を行うために、(株)陸別町振興公社を中心に町民や関係機関が連携した取り組みを支援します。

## ②活動組織の育成

- ・ 観光協会の機能強化  
観光協会を中心として、町内の関係機関が連携した観光振興を図ります。また、町内の観光ソフト事業を推進するにあたり、中心となる人材の配置について、関係機関の皆さんとの検討を進めます。
- ・ ホスピタリティの向上とボランティアの育成  
町全体で観光客を迎え入れるために、ホスピタリティの向上に努めます。また、町のことを一番知っている町民が観光に携わる人材として活躍できるような体制づくりを行います。
- ・ 陸別町の魅力向上のためのパートナーシップの確立  
観光関係者、商工会のほか、町内で農業、林業、商業・サービス業など幅広い産業間パートナーシップを確立すると共に、周辺地域やテーマを同じくする遠方の観光地と連携することによって魅力を高めます。
- ・ インストラクターやガイドの育成  
体験観光の担い手としてのインストラクターやガイドを育成すると共に、活動組織のネットワーク化を図ります。
- ・ 広域的な観光推進体制の拡充  
十勝や道東の地域と連携し、観光の活性化を図ります。

③観光 PR の強化と効率的な情報の提供

・ マスコミや IT を利用した PR

都市圏などへ、広域的に PR をするために、マスコミなどの多様な媒体を効率的に利用して PR を推進します。また、日々向上する IT 技術を的確に使用し、幅広い PR 活動を進めます。

・ 旅行会社と連携した旅行商品の PR

地域密着型「ニューツーリズム」旅行商品などの多様な商品を多様なチャンネルにより低コストで効果的に旅行者に提供するため、旅行会社との連携を進めます。

・ 地域間交流、ふるさと会などとの連携

友好町民の会・電機連合・ふるさと陸別会などと連携した PR を進めます。

基本目標 II

笑顔あふれる幸せづくり

1	地域における、保健・医療環境づくり	担当課
	(1) 保健予防の充実	保健福祉センター
	(2) 地域医療の充実	診療所
2	次世代育成支援の充実	担当課
	(1) 母と子どもの健康の確保	保健福祉センター
	(2) 地域における子育て支援の充実	保健福祉センター
3	誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	担当課
	(1) 支え合うまちづくり	保健福祉センター
	(2) 障がい者福祉の充実	保健福祉センター
	(3) 高齢者福祉の充実	保健福祉センター
4	長寿のよろこび	担当課
	(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	保健福祉センター

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	II-1-(1)
	(2) 地域医療の充実	II-1-(2)

### 保健予防の充実

担当課：保健福祉センター 連携課：町民課・診療所・教育委員会

#### 〈現状および課題〉

食生活や運動習慣を原因とする生活習慣病が増加し、これらにかかる医療費が、国民医療費の中でも大きな割合を占めています。

国は、国民の生活習慣の改善など、健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、平成20年度からは、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務化されました。本町においては「健康日本21りくべつ」「陸別町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、町民が主体となった健康増進の取り組みを進め、健康でこころ豊かに生活できるまちづくりを進めています。

町民の高齢化がより一層進む中、「自分の健康は自分で守る」という意識が高まるように啓発活動を強化し、町民の顔が見える保健活動を進める必要があります。

#### 〈基本方針〉

保健センターを拠点に、保健・医療・福祉・教育と連携した健康診査、健康相談・指導をすすめ、町民自身による健康づくりを推進します。

〈主な施策〉

①健康づくりの推進

- ・ 生活習慣病の予防  
生活習慣病の予防のために、健診や保健指導を強化し、食生活の改善・運動の習慣などの指導・支援を行います。
- ・ ところの健康づくり  
自殺やうつ病などの、ところの健康に関する相談、支援の充実を図ります。また、命の大切さを感じる機会づくりを進めます。

②保健事業の充実

- ・ 健康づくりへの人材確保と起用  
健康についての知識の普及・啓発のために健康運動指導士や歯科衛生士などの、専門的な知識を持つ人材の確保と起用に努めます。
- ・ 地域の連携  
ところの健康や健康的な生活習慣を身につけられるよう、地域全体が連携した健康づくりを進めます。
- ・ 各種検診実施  
各種検診の機会の提供や受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療や生活習慣の見直しを促します。
- ・ 保健指導の充実  
あらゆる機会を利用し、健康についての相談や指導を実施します。

③感染症対策の推進

- ・ 各種予防接種の実施  
結核や麻疹、インフルエンザなどの感染症予防のため、適切な年齢・時期に予防接種を実施します。
- ・ 感染症予防知識の普及  
感染症を身近なものとして捉え、感染症予防のための知識を町民に広め、町民の健康を守ります。

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
1 地域における、保健・医療環境づくり	(1) 保健予防の充実	II-1-(1)
	(2) 地域医療の充実	II-1-(2)

### 地域医療の充実

担当課：診療所

連携課：町民課・保健福祉センター・消防署

#### 〈現状および課題〉

本町は町立の診療所（陸別町国民健康保険関寛斎診療所（以下診療所という））と歯科診療所（陸別歯科診療所）が1つずつあります。診療所では、医師2名体制で、地域に密着した診療体制を進めていますが、高齢化や生活習慣病など疾病構造の変化による医療需要の多様化、高度化、専門化などで医療を取り巻く環境は大きく変化しており、診療所においては一次医療機関としての役割が大きくなっています。

医療に対する関心が高まる中、施設や人材などさまざまな面の充実を図ると共に、保健や2・3次医療機関との連携を強化し、健康で安心して暮らせる環境を築く必要があります。

#### 〈基本方針〉

保健・福祉と連携したサービス提供、在宅医療に向けた体制の充実を図っていきます。また、休日・夜間の救急体制や救急搬送体制、広域医療圏による連携、医薬分業など、関係機関との連携強化に努めます。

#### 〈主な施策〉

##### ①地域医療体制の充実

###### ・ 医療スタッフの確保

医師の2名体制の確保・看護師や専門的職員の確保や、勤務環境の改善を進めます。

###### ・ 高齢社会への対応

在宅医療への取り組みや、1次医療機関としての、役割の向上を図ります。また、高齢者施設や特別養護老人ホームとの連携を進めます。

###### ・ 医療施設の整備

計画的な医療機器の整備、医療施設等の維持管理を進めます。

- ・ 専門医療の検討  
医療に対する需要の多様化に対応するために、診療科目について検討を進めます。
- ・ 遠隔医療の検討  
IT技術を活用した遠隔医療や介護の支援、患者間のコミュニケーションなどの遠隔医療の実施に向け、関係機関と協議検討を進めます。

#### ②医療と保健の連携

- ・ 医療と保健が連携し、予防に重点を置いた、地域医療の確立に向けた体制を整えていきます。

#### ③救急医療体制の充実

- ・ 関係医療機関との連携強化による休日・夜間の救急体制を充実していきます。
- ・ 救急医療体制の整備や安全で迅速な患者搬送体制の確立など、救急搬送体制の強化を図ります。
- ・ 遠隔医療や情報共有による患者情報の管理など、広域医療における連携体制の強化を図ります。

#### ④診療所の経営の安定と国民健康保険事業の推進

- ・ 診療所の経営の安定化を進め、収入の確保、費用の効率化を推進します。
- ・ 健康管理、健康づくり事業による医療費の抑制と保険制度の周知・啓発により、相互扶助に対する意識の高揚をはかり、国民健康保険事業の健全運営の確立を図ります。

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
2 次世代育成支援 の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	II-2-(1)
	(2) 地域における子育て支援の充実	II-2-(2)

### 母と子どもの健康の確保

担当課：保健福祉センター

連携課：診療所

#### 〈現状および課題〉

本町の母子を取巻く環境は、年少人口の減少や核家族化、また女性の就業環境の変化や、社会進出の機会の増大などにより、著しく変化しております。

本町の将来を担う子どもの健全な成長を促すためには、母子保健施策の充実を図り、すこやかに生み育てる環境づくりが、求められています。

安心した子育て環境をつくるには、母子保健でこれまで行っている健康診査や保健指導、疾病の予防や早期発見の取り組みをよりいっそう充実させることが必要であり、母子保健の計画的な推進が望まれています。

#### 〈基本方針〉

子どもが、すこやかに成長するためには、こころと体の健康を保つことが必要です。

母子の健康診査や相談体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

〈主な施策〉

①すこやかに成長できる環境づくり

- ・ 健康診査の実施と支援体制の整備  
子どもの健康診査の実施と適正時期の受診への啓発を進め、疾病・疾患の早期発見に努めます。また、近年増加している発達障害についても早期発見により適切な支援相談体制の整備を進めます。
- ・ 予防接種の実施  
予防接種の適正実施のために、予防接種の推進と適正時期の接種が受けられるように、利便性の向上を図ります。
- ・ 健康教育の充実  
食習慣や歯の健康などをはじめとする生活習慣を、幼少の時期から確立できるように健康教育の充実を図ります。また、事故予防に対する啓蒙・教育活動を進めます。
- ・ 乳幼児・小児医療の充実  
かかりつけ医の推進や診療所の急病時の対応の充実を図ります。また、病気の症状や対応の仕方についての保護者教育や相談体制の充実を図ります。

②妊娠・出産に対する安全の確保

- ・ 健康教育、相談体制の充実  
妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるように指導や健康教育、相談体制の充実を図ります。

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
2 次世代育成支援 の充実	(1) 母と子どもの健康の確保	II-2-(1)
	(2) 地域における子育て支援の充実	II-2-(2)

### 地域における子育て支援の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課 教育委員会

#### 〈現状および課題〉

急速な少子化の流れや核家族化、女性の社会進出などによって、子どもが生まれ、育てられる環境は大きく変化しています。安心して子育てができるような地域社会を築いていくためには、子育て中の、親の負担を地域全体で共有し支援していくことが必要となっています。

本町では平成17年に「陸別町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、地域における子育て支援や、子どものすこやかな成長のための教育環境や家庭環境の整備を進めています。

また、社会構造の変化により発生する多様な家庭環境に対応するための相談・支援体制の充実を図る必要があります。

#### 〈基本方針〉

父母等の保護者が、子育ての大きな責任を有するという基本的認識のもと、家庭や地域において、子育てについての理解を深め、子育てにともなう喜びが実感できるような社会づくりを実現するため「陸別町次世代育成支援地域行動計画」の着実な推進を図ります。

〈主な施策〉

①子育て支援の充実

- ・ 子育てに関する相談体制の充実  
子育て支援センター相談窓口の充実を図り、育児に対する不安の解消や情報の共有を促し、誰もが気軽に利用できる、子育て広場における親子の交流を図ります。
- ・ 地域における保育サポートの充実  
地域や社会福祉協議会などと連携し、安心して子どもを預けることができる体制づくりを進めます。
- ・ 育児サークル団体等との連携  
地域における子育てを進めるため、育児サークル団体と連携した推進体制づくりを進めます。
- ・ 満18歳までの子供に係る医療費の助成  
医療費の助成があることで安心して医療を受けられ、子どもの健康管理また、健全な子育ての環境が保たれ、子育ての支援の観点からも効果があるため、満18歳（高校3年生）までの子どもについて、医療費の個人負担分（一部負担金）を助成します。
- ・ 出産子育て支援祝い金事業  
陸別町の未来を担う子どもの出産を祝福し、子育てを支援するために、祝い金を支給します。
- ・ 給食費助成子育て支援事業  
子どもの食育、健康増進のために給食を提供するとともに、小中学校並びに保育所の全児童生徒、園児に対し給食費を全額助成し、子育て家庭の支援を行います。

②保育所サービスの充実

- ・ 就労体系などの生活環境や子育て環境に適応した、保育所サービスを推進するとともに、多子に対する、保育料の軽減を行います。

③放課後児童対策

- ・ 小学生に対する保育事業として開設している、学童保育所の充実を図るため、保育に対するニーズの把握と、それに対応する環境づくりを進めます。

## Ⅱ、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	Ⅱ-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	Ⅱ-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	Ⅱ-3-(3)

### 支えあうまちづくり

担当課：保健福祉センター

連携課：町民課・診療所・教育委員会

#### 〈現状および課題〉

超高齢化社会や核家族化など社会環境が変化する中、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の増加、老老介護など高齢者の不安が増大しています。高齢者や障がい者、健常者の垣根をはずし、地域社会の中でともに暮らし、支えあうまちづくりが求められています。

今後も若者の流出などにより、高齢化が一層進展することが予想され、家族だけでなく、地域全体で支えあうまちづくりを進める必要があります。

本町では自治会による小地域ネットワークや各団体・中学校でのボランティア活動も活発に進められています。今後も今までの活動を活かしながら、町民同士が個人を尊重し、互いに支えあうまちを目指し、幅広い住民参加と協力体制の強化を図ることが必要です。

#### 〈基本方針〉

保健・医療・福祉・教育との連携を図りながら、社会福祉協議会の充実に努め、地域福祉を推進する体制づくりに努めると共に、町民の意識啓発を進めつつ、ボランティア活動推進体制を整え、町民の積極的な活動参加を促していきます。

〈主な施策〉

①地域福祉推進体制の充実

- ・ 保健・医療・福祉・介護の連携、調整機能の充実  
それぞれの調整機能を高め、役割分担や連携により、高齢者等に対し適切なサービスを提供する体制の充実を図ります。
- ・ 地域と社会福祉協議会の機能充実、体制強化  
社会福祉協議会を核とした地域の福祉ネットワークの充実を図ります。また、ひとり暮らしの高齢者、高齢者福祉世帯に対する声かけや除雪など、町民レベルによる福祉活動を推進します。  
さらに、福祉有償運送など、身体障がい者や高齢者の移送サービスの充実を図ります。
- ・ 福祉教育の充実と人材の育成  
学校での教育や生涯学習の中で、思いやりのある福祉活動に触れる機会をつくります。また、ボランティア組織の育成や支援を積極的に進めます。

②地域包括支援センターの充実

- ・ 支援体制の充実  
地域包括支援センターにおける町民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントに関する相談窓口の開設と、利用の充実を図ります。
- ・ 情報提供  
保健・福祉に関する各種情報をわかりやすく町民に提供することにより、地域全体の福祉の向上を図ります。

③低所得者への支援

- ・ 生活保護世帯をはじめ、経済的に公的な支援が必要な世帯に対する支援を行うと共に、国や道が行っている支援事業についての情報の提供を行います。

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	II-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	II-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	II-3-(3)

### 障がい者福祉の充実

担当課：保健福祉センター 連携課：産業振興課・教育委員会

#### 〈現状および課題〉

みどりの園や、とまむ園をはじめとする障がい者施設がある本町では、文化活動やスポーツ・レクリエーションなどを通じ、日常的に健常者と障がい者が交流する機会が多くあります。また、町内では、障がい者が製造した加工品の販売も進められ、障がい者の社会参加も進められています。

そのような中、平成18年に制定された「障害者自立支援法」（現：障害者総合支援法）により、障がい者が、それまでの施設での生活から地域での生活に移行し、健常者と障がい者がふれあう機会が増えると共に、障がい者自身が働きながら地域に溶け込んで生活をしていくことが求められています。

これまでの取り組みにおいて、地域に根づいた温かな志をより高めながら、就労の場の確保をはじめ障がい者が地域社会の中で溶け込み、ともに暮らせる環境を一層整備することが大切です。

#### 〈基本方針〉

障がいのある人が地域において生活するための支援や、就労に対する教育を進めると共に、保健・福祉の連携した在宅支援体制の充実を図っていきます。

また、町民との交流機会を拡充すると共に、町民の障がい者への理解を深めていきます。

〈主な施策〉

①地域における自立した生活のための支援

- ・ 相談体制の充実  
障がい者が、地域で安心して暮らしていくための支援や、相談体制の整備を推進します。
- ・ 就労支援の強化  
地域で自立した生活をするための就労教育や支援を積極的に進めます。
- ・ 生活基盤の整備  
グループホームなどの生活基盤の整備を促進します。また自立した生活のための支援を行います。

②障がい者理解の促進

町民と障がい者との交流機会を増やし、その中で障がいや障がい者に対する理解を深めます。

③障がい者福祉施設の整備

社会福祉法人北勝光生会や関係機関と連携して障がい者福祉施設の施設・設備機能の整備を進めると共に、障がい者福祉に対する支援・協力体制を強化します。

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
3 誰もが地域で安心して暮らせる福祉の充実	(1) 支えあうまちづくり	II-3-(1)
	(2) 障がい者福祉の充実	II-3-(2)
	(3) 高齢者福祉の充実	II-3-(3)

### 高齢者福祉の充実

担当課：保健福祉センター

連携課：診療所

#### 〈現状および課題〉

本町の65歳以上の人口は、陸別町全体の人口の約35%となっており、全国平均、全道平均を大きく上回っています。今後も少子化や過疎化と共に、年々その比率は高まり、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が、増加することとなり、地域全体で高齢者を支えることが重要となってきます。

本町では高齢者福祉計画を基に、在宅サービスや、施設サービスを進めていますが、今後も相談や見守り体制を充実させ、高齢者のニーズに合ったサービスを進める必要があります。

また、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の中には、安定した医療や生活の場を求めて、生まれ育った陸別をやむなく去っていく方も少なくありません。生まれ育ったこの地に、いつまでも住み続けることができるよう地域や福祉・医療などの関係機関が連携した施策を展開していく必要があります。

#### 〈基本方針〉

保健・医療・福祉との連携強化を図ると共に、高齢者を地域全体でサポートする仕組みづくりを進めます。また、住み慣れた地域で暮らしていくための福祉サービスの充実を図ります。

#### 〈主な施策〉

##### ①介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きした生活を送ることができるように、適正な介護予防プランの作成や相談・支援や各種保健・健康教室の開催を行います。

## ② 在宅サービスの充実

- ・ デイサービス・ホームヘルプなどの充実  
高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにサービスの充実を図ります。  
また、医療と連携して、訪問診療や訪問看護の充実を図ります。
- ・ 支援・相談体制の強化  
高齢者や家族が、地域で安心して生活し続けるための、相談体制の整備を進めます。また、高齢者が、快適な在宅生活を送れるように、住宅改修などに対する支援を行います。
- ・ 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者のためのコミュニティ施設の整備をすすめます。

## ③ 施設サービスの充実

- ・ 今後も進む超高齢化社会において、住み慣れた地域で暮らし続けることは重要なことです。施設での介護が必要な方のためにサービス基盤の整備を進めます。

## ④ 地域の支援体制の確立と地域社会参加

- ・ 見守り体制の充実  
高齢者が安全・安心な生活を送るために、日ごろから近所や地域における見守り体制を構築し活動の充実を図ります。また、緊急通報装置の設置推進により高齢者の安否確認体制の確保を進めます。
- ・ 地域社会参加の促進  
高齢者の交流の場として、地域社会の役割は重要です。社会福祉協議会・老人クラブや社会教育と連携して高齢者の社会参加を促進します。

## ⑤ 介護保険事業の推進

- ・ 誰もが安心して介護サービスを受けることができるように、健全で安定した介護保険事業運営の確保に努めます。

## II、笑顔あふれるしあせづくり

政 策	施 策	
4 長寿のよろこび	(1) 高齢者が活躍できる環境づくり	II-4-(1)

### 高齢者が活躍できる環境づくり

担当課：保健福祉センター 連携課：教育委員会

#### 〈現状および課題〉

高齢者の活動は、老人健康増進センターや保健センターなどを利用しながら、積極的に行なわれています。また、高齢者が社会に貢献したいと考えている割合が高く、自治会活動に積極的に参加する傾向にあります。

高齢者就労センターを通じた高齢者の知識や経験・技能を活かしながら働く環境づくりや、老人クラブによるスポーツ・地域奉仕活動なども活発に進められています。

今後、少子高齢化の進展により、本町の全人口に占める高齢者の割合がさらに増し、高齢者は、まちづくりに対し重要な役割を担うこととなります。

さらに進む高齢化社会において、高齢者がまちづくりの力強いパートナーとして積極的に社会活動や就労の場へ参加し、元気で生き生きと暮らせることが重要となります。

#### 〈基本方針〉

高齢者が、それまでの経験で培ってきた知識や技能を活かし、地域への貢献度を高めることにより、生きがいを持った生活を送れるような環境づくりを進めます。

〈主な施策〉

①高齢者の社会進出へのサポート

- ・ 高齢者がまちづくりなどへ参加しやすくなるような環境整備やサポートの体制を強化推進します。
- ・ 高齢者の経験を子どもたちに伝える取り組みの実施を検討します。
- ・ 高齢者の社会活動を町民に広く理解してもらうための広報活動を積極的に進めます。

②組織活動の育成、支援

- ・ 老人クラブ組織の活動支援とリーダーの育成に取り組みます。
- ・ 高齢者同士が助け合い、地域に貢献できるようなシルバーボランティアの組織育成を進めます。
- ・ 高齢者が持つ知識や経験を活かす機会を拡充するため、高齢者就労センターの運営に対するサポートを行います。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

基本目標Ⅲ

暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

1	豊かな自然環境と共生の環境づくり	担当課
	(1) 貴重な自然環境の保全	産業振興課
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	総務課
	(3) ごみの減量化と適正な処理	町民課
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	建設課
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	総務課
2	利便性を高める交通と情報	担当課
	(1) 道路網の整備	建設課
	(2) 交通の確保	総務課
	(3) 情報ネットワークの整備	町民課
3	町民の安全・安心な暮らしの確保	担当課
	(1) 災害防止対策の推進	総務課
	(2) 消防・救急体制の充実	消防署
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	総務課
	(4) 消費者対策の充実	産業振興課
	(5) 冬季生活の向上	建設課

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	Ⅲ-1-(5)

#### 貴重な自然環境の保全

担当課：産業振興課 連携課：総務課・町民課・建設課・教育委員会

##### 〈現状および課題〉

本町は、緑やささいな空気に囲まれ、利別川の上流に位置し、陸別川や斗満川など、水辺の環境に恵まれており、雄大な景観と貴重な自然がたくさん残されています。

地球温暖化やオゾン層の破壊など未来の地球環境に対する大きな負の遺産が問題となっているなか、現在の陸別町のためだけではなく未来の地球への財産として、この自然を保全し続けることが重要な役割となります。

もう一度、町の財産である自然環境を見直し、その大切さを理解しながら、町民一人ひとりが自然に配慮し、守りながら暮らすことが大切です。

また、限りある化石エネルギーの有効活用やリサイクルをこころがけ、省エネルギー推進や環境負荷の少ない新エネルギー（クリーンエネルギー）の積極的な活用を図る必要があります。

##### 〈基本方針〉

森林や動植物の生息状況など現状を認識しながら、自然と調和できるまちづくりを進め、今ある自然の保全を町民と共に取り組みます。また、町民の自然保護意識や循環型社会に向けたエネルギーの有効利用を進めます。

〈主な施策〉

①自然環境の保全

- ・ 環境保全の推進  
自然環境について、陸別町を中心として経済団体や事業所と連携して長期的なビジョンを持って保全に努めます。
- ・ 農業・林業との連携による環境保全  
陸別町の基幹産業である農業・林業が、環境にやさしい経済活動が行えるように支援・啓発を積極的に行います。
- ・ 自然環境保全活動に対する支援  
町民や企業が取り組む自然環境保全活動に対する支援を積極的に行います。また、町民同士や企業間の連携機会の提供を行います。

②省エネルギー・新エネルギーの推進

- ・ 公共施設における省エネルギー化と新エネルギーの導入の検討  
町内公共施設等の省エネルギー化のため、照明のLED化を進め、太陽光発電や木質チップボイラーの導入など自然環境にやさしいエネルギーの活用を検討します。
- ・ 企業や町民のクリーンエネルギーの利用への支援  
町全体の地球環境保全に対する取り組みとして、企業や各家庭におけるクリーンエネルギーの利用に対して支援を行います。

③自然環境への意識高揚

- ・ カーボンオフセットの普及  
低炭素社会実現のため、経済活動や住民生活の中で、カーボンオフセットを意識した生活スタイルの普及を推進します。
- ・ 学習機会の提供  
自然環境に関する学習の機会をつくり、省エネルギーや新エネルギーの取り組みへの意識の高揚を図ります。
- ・ 広報活動の推進  
広報紙などを通じて、町民の自然環境に対する意識の高揚を図ります。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	Ⅲ-1-(5)

#### 秩序ある土地利用による市街地の整備と住宅の整備

担当課：総務課

連携課：建設課

##### 〈現状および課題〉

本町では平成22年に策定した「第5期陸別町総合計画」の土地利用の方向性に基づき、美しい街並みと、機能性の高い街を目指し、計画的な土地利用を行ってきました。

しかしながら、急激な人口減少により、市街地の空き家、空き地、空き店舗が増加しており、特に未使用となった建物については、老朽化により破損が進み、安全面や景観面において大きな問題となっております。平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家所有者の管理責任や自治体の危険空き家などへの対応などが定められました。本町においては平成10年度から実施されている景観形成事業により空き家の解体は進んでいますが、未使用の店舗・事務所や所有者不在の空き家の解体は進まない状況にあり、それらの対策について検討する必要があります。また、平成27年度から空き家の実態調査を実施し、空き家の利活用、危険空き家などの撤去の促進を進めます。

継続的に施設や、機能の適正配置・機能分担を図り、時代に対応しながら総合的かつ計画的な土地利用と市街地整備に努めます。

さらに定住を促すための、快適な住環境の整備や公営住宅の整備を進めると共に長寿社会に向けた住環境の改善など各世代の生活様式に見合った住環境を整え、定住化を促していくことが重要です。

##### 〈基本方針〉

有効な土地利用や監視・指導の強化を図り、計画的に土地利用を進めます。市街地においては、美しい街並みづくりを継続的に進めると共に、誰もが住みよい町と思えるような住環境の整備を進めます。

〈主な施策〉

①計画的な土地利用

- ・住民合意による土地利用  
町民誰もが潤いある生活を送るために、住民合意による秩序ある土地利用を進めます。
- ・土地取引の適正化  
土地利用に関する諸法令の適正な運用により、秩序ある土地利用を促進します。
- ・公共未利用地の活用  
未利用地の民間活用や売却など幅広い活用方法を検討します。

②市街地整備の促進

- ・市街地の活力の増加  
市街地の活力の増加のため、空き店舗や空き地の、公共的な利用を含めた、有効な利用方法について検討します。
- ・市街地の町並み整備  
憩いの場や歩道のバリアフリー化を進め、誰もが安心して集える市街地づくりを進めます。また、老朽化して未利用となった家屋の解体を進めます。

③快適な住宅環境の整備

- ・快適な住宅の推進  
定住促進のため陸別町による宅地の造成を進め、快適な住宅環境を提供します。また、住宅に関する情報提供や相談場所の設置により、多様な生活様式に対応した住環境づくりを進めます。
- ・公営住宅等の計画的な整備  
「陸別町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、将来を見据えた公営住宅の建設や維持管理・修繕を計画的に進めます。
- ・公営住宅等の適切な管理  
住宅周辺環境の向上や入居者の適正使用の推進、家賃の100%収納を進めます。
- ・空き家の利活用  
空き家を住宅として利活用するための情報収集・情報提供に取り組みます。

④自然と調和した住環境づくり

- ・陸別産木材利用の推進  
公共施設や一般の建物において陸別産カラマツ材の使用を推進します。
- ・環境に配慮した住宅環境の普及  
環境にやさしい材料を利用した住宅や、省エネルギー住宅などの普及を促進します。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) <b>ごみの減量化と適正な処理</b>	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	Ⅲ-1-(5)

#### ごみの減量化と適正な処理

担当課：町民課

連携課：

##### 〈現状および課題〉

生活の利便性が高まるにつれ、家庭から出されるごみの種類が多様化しています。その処理方法についても自然環境や人などへ与える影響が問われ、ごみの減量化やリサイクルなどへの取り組みに対する関心が高まっています。

国は、「循環型社会形成推進基本法」「資源有効利用促進法」「廃棄物処理法」「個別リサイクル法」などにより、3R（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）による、循環型社会形成を目指し各種施策を進めています。

本町においては、ごみ収集の17分別や資源ごみ以外のごみや、粗大ごみ、事業所ごみの有料化により、ごみ資源の再資源化や減量化を図っています。

今後も、ごみの減量化・再使用・再資源化等の適正な処理を進めるために、町民の意識向上のための啓蒙活動を進めると同時に、町民・事業者・町がそれぞれの役割を担いながら、限りある資源や環境の保全をふまえ、将来に向け持続可能な社会をつくる必要があります。

##### 〈基本方針〉

町民自らの取り組みとして、ごみの減量化・再使用・再資源化を推進します。また、資源が循環する環境づくりに、力を注いでいきます。

〈主な施策〉

① ごみ減量化（リデュース）の推進

- ・ 広報紙や学校教育・生涯学習の中で、町民一人ひとりがごみを減らす意識を高めるために意識啓発を進めます。

② 再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の取り組み

- ・ 不用品の交換や修理など、リユース・リサイクルに対する知識の普及と啓発活動を促進します。また、地域内でのフリーマーケットや不用品の交換の場の提供などの取り組みを支援します。

③ ごみ収集の適正化

- ・ 正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。また、不法投棄を防止するための体制を強化します。
- ・ 池北三町行政事務組合で運営している銀河クリーンセンターの適正で安全な処理体制の推進に努めます。また、最終処分場の使用可能期限が平成30年度であることから、新たな処理体制の構築に努めます。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	Ⅲ-1-(5)

#### 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理

担当課：建設課

連携課：町民課

##### 〈現状および課題〉

生活様式の変化や生活水準の高度化に伴った安定的な水供給は、住民生活や産業振興の上で大変重要です。最上流部にある本町は水資源には恵まれています。より質の高い水道水へのニーズに対応した水質の確保や、災害時を含めた安定的な供給体制の充実を図ることが必要です。

下水道は衛生的で快適な生活環境を確保し、河川などの水質保全を図る上で重要な施設です。供用区域内における加入促進や、下水道処理区域外での合併浄化槽の普及推進などの対応が今後の課題となっています。

また、し尿処理においては、十勝圏複合事務組合を通じた処理体制により進めています。公共下水道事業に伴う水洗化の普及が高まるにつれ、事業対象の縮小が考えられます。

一方では、公共下水道事業の及ばない地域における継続的な処理体制の充実も必要であり、環境の変化に対応した事業の推進が求められます。

##### 〈基本方針〉

安全で安定した水を供給できる水道施設の整備・更新、下水道施設の整備・更新を計画的に進めます。

また、下水道処理区域内における下水道加入促進を積極的に行います。

〈主な施策〉

①水道事業の推進

- ・ 水源域の確保  
水源域の整備による良質な水源の確保に努めます。
- ・ 水道水供給体制の強化  
安定した水道水供給のために、計画的な施設・設備の改修・更新を進めます。また未普及区域の解消を図ります。
- ・ 非常時の給水対策  
災害非常時に対応する給水対策の強化を図ります。
- ・ 水道事業の健全運営  
受益者負担の適正化などによる水道事業の健全運営を推進します。

②適正な排水処理

- ・ 下水道施設等の整備  
適切な施設管理に努めると共に、「陸別浄化センター長寿命化計画」に基づき計画的に施設の再整備を進めます。
- ・ 水洗化の促進  
下水道事業の供用開始区域内における未加入者への加入促進を図ります。
- ・ 下水道供用開始区域外における適切な排水処理・し尿処理を促進します。
- ・ 下水道事業の供用開始区域内における、未加入者に対して、適正な排水処理、し尿処理についての指導を推進します。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
1 豊かな自然環境と共生の環境づくり	(1) 貴重な自然環境の保全	Ⅲ-1-(1)
	(2) 秩序ある土地利用による市街地の整備と快適な住宅の整備	Ⅲ-1-(2)
	(3) ごみの減量化と適正な処理	Ⅲ-1-(3)
	(4) 良質な水道水供給と自然環境へ負荷の少ない排水・し尿処理	Ⅲ-1-(4)
	(5) 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備	Ⅲ-1-(5)

#### 公園・広場の整備と自然と調和した景観整備

担当課：総務課

連携課：町民課・産業振興課・建設課

##### 〈現状と課題〉

森林や豊富な緑を背景とした本町には、町民のコミュニケーションの場としての公園や、季節を伝える花やみどりにあふれる風景が多くあり、暮らしの中に、うるおいを与えてくれます。

駅前多目的広場・イベント広場は町民の憩いの場や、お祭りの会場として多くの方に親しまれています。

今後も、この心地よい環境を守るために、町民一人ひとりが、日常的に美化活動に取り組むことが重要となってきます。

また、緑や季節の彩りを基調とした景観づくりを進めることにより、本町における生活にうるおいを与えることが必要です。

##### 〈基本方針〉

既存の公園を、多くの人が集まり、憩える場として整えると共に、町有林内、市街地の空き地などを活用した新たな憩いの場づくりを進めます。また、町民による緑化や花いっぱい運動、美化活動を促し、うるおいある環境を創出していきます。

〈主な施策〉

①憩いの場づくり

- ・ 既存公園の利用促進・環境整備と町民の憩いの場としての利活用  
多目的広場やイベント広場などの既存の公園利用促進環境整備を進め、町民の憩いの場としての利用を促進します。
- ・ 憩いの場づくり  
市街地の空き地などを活用した憩いの場づくりを促進します。
- ・ 水鳥などが、生息しやすい水辺公園として、自然環境と調和の取れた、河川の保全に努めます。

②緑化の推進

- ・ 農村地域における花壇の整備を促進します。
- ・ 苗や種子の無料配布などを進め、統一的なテーマのもとで進める植栽活動を促進します。

③環境美化意識の啓発

- ・ 広報紙などを通じた啓発事業を推進します。
- ・ 自宅周りの清掃・不快昆虫の処理やペットのふん尿処理など、町民の自主的活動を促進します。
- ・ 自治会や団体組織などによる公共的な場所における、緑化・花いっぱい運動や維持管理への支援をします。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

#### 道路網の整備

担当課：建設課

連携課：総務課・町民課

##### 〈現状と課題〉

本町の道路網は、十勝地方と網走地方を結ぶ国道 242 号と 2 本の主要道道〈北見白糠線・津別陸別線〉、3 本の一般道道〈斗満陸別停車場線・苫務小利別停車場線・上斗満大誉地線〉が整備されており、広域道路網を補完しています。さらに、本町の産業や住民生活に密接に関わる道路として町道が整備されています。

高速道路、高規格幹線道路については北海道横断自動車道網走線（十勝オホーツク自動車道）の陸別～北見間が着工しており、交通網の広域的な利用が見込まれています。

平成 18 年に約 100 年に渡り地域の重要な移動手段として位置づけられていた鉄路が廃線となったあとは、道路網が唯一の交通手段であり、道路網の充実が住民生活の利便性や地域産業の発展、新たな企業の誘致には欠かせない重要な要件であり、特に、十勝・網走地方の中継点に位置する本町では、人や経済が交流する町として重要な役割を担います。

町外を結ぶ交通網の充実を図ると共に、道路周辺景観の緑化や人に配慮した道路整備や案内施設・交通安全施設の整備を進め、車にとっても、歩く人にとっても快適な道路整備が求められています。

また、高齢化が進む本町ですが、高齢者や足の不自由な人でも安心して外出できるような道路整備が求められています。

国道、道道などの幹線道路における携帯電話の不感地域があり、交通事故発生時などの緊急時の対応について対策を講じる必要があります。

##### 〈基本方針〉

町全体の要望として、誰もが利用しやすい高規格道路や国道・道道の整備を積極的に要望すると共に、これらの道路に接続する町道の整備を進め、機能的な交通体系の確立を図ります。また、沿道の景観や交通弱者に配慮し、高齢者や障がい者、子どもにとって安心して歩ける環境づくりにも力を注いでいきます。

〈主な施策〉

①幹線道路網の整備促進

- ・ 北海道横断自動車道早期建設促進  
オホーツク圏・十勝圏・道央圏のアクセス向上に向けた北海道横断自動車道の早期完成や利便性の向上を求め、国や東日本高速道路株式会社への要望活動を行います。
- ・ 国道・道道の整備促進  
国道や道道における安全の確保のために、急カーブや急勾配などの解消に向けた働きかけを行います。また、携帯電話の不感地域の解消に向け関係機関等との協議を進めます。
- ・ 冬の交通の確保  
現在の国道・道道における除雪体制の維持を求めます。

②町道などの整備

- ・ 町道の計画的な整備  
産業の基盤づくりや、町民の安定した暮らしのための道路整備を計画的に進めます。また、案内標識や歩道等の整備においては誰もが利用しやすいものとしします。
- ・ 町道の適切な維持管理  
日ごろの道路パトロールにより、町民が安心して利用できる道路環境の維持に努めます。また、適切な維持管理の為「道路ストック総点検」「橋梁長寿命化修繕計画」により、道路等の長寿命化を図り財政面での負担を抑制します。
- ・ 町民との協働による道路維持  
道路の除排雪や草刈など住民生活と密着した業務について、町民や自治会等と協働した取り組みを検討します。

③道路景観の整備

- ・ 自然景観や景観形成基準に基づいた道路整備を進めます。また、町道をはじめ国道・道道における花壇整備や街路樹の整備を、町民との協働した取り組みとして積極的に推進します。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

#### 交通の確保

担当課：総務課

連携課：

##### 〈現状と課題〉

平成18年に北海道ちほく高原鉄道が廃止となったあと、代替バスとして帯広方面に十勝バス、北見方面に北見バスが公共交通機関として運行しています。

自家用車の普及や人口の減少・少子化などで地方と都市を結ぶ公共交通の運営は大変きびしい状況にある一方、高校生や高齢者などにとっては唯一の公共交通機関として、通学や、通院などの日常生活において、欠くことのできないものとなっており、今後においても安定した運行が継続されるよう対策を講じる必要があります。

また、町内における移動においては、スクールバスを利用した輸送を行っていますが、引き続き運行を続けると共に、その他の手段による町内輸送により利便性の向上に努める必要があります。

##### 〈基本方針〉

公共交通機関の確保と利便性、快適性の向上に努めます。また、町内運行するスクールバスに関しては、少子・高齢化など利用者環境の変化に対応した柔軟な運行を図っていきます。

また、コミュニティバスやデマンドバスの運行など、町民のニーズに合わせた、町内輸送について検討します。

〈主な施策〉

①公共交通機関の確保

- ・ バス事業者との連携  
バス事業者と連携し、路線経営の安定と確保を図ります。また、沿線自治体との連携による利用促進の取り組みを実施します。
- ・ 町内輸送の利便性向上  
スクールバスを利用した町内のバス運行の適正運行を図ります。また、コミュニティバスやデマンドバスによる町内輸送など、町民のニーズに合わせた運行について検討します。
- ・ 地域との連携  
交通弱者の足を確保するために町有バスの運行のほかに、地域住民と連携した輸送環境整備の検討をします。

②陸別町地域交通推進会議

- ・ 公共交通機関の利用促進により、安定的な運行と利便性の向上を図るために、町民による検討や取り組みを行います。また、地域の交通に対する要望や不安を聴取し、改善に向けた検討の場としての機能を高め、唯一の公共交通としての、バス利用を促進します。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
2 利便性を高める 交通と情報	(1) 道路網の整備	Ⅲ-2-(1)
	(2) 交通の確保	Ⅲ-2-(2)
	(3) 情報ネットワークの整備	Ⅲ-2-(3)

#### 情報ネットワークの整備

担当課：町民課

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課・教育委員会

光ケーブルなどの高速通信網の整備、携帯電話の普及、地上デジタルテレビ放送など、急速に高度情報化が進んでいます。これらの情報通信手段は住民生活のあらゆる分野に浸透し、産業の振興や暮らしの向上に寄与しています。また、インターネットをはじめとする高度情報化の進展は、町外への情報発信や、町民と行政のコミュニケーションなどの、新たな情報手段としての活用が高まっています。

本町では、高速通信網（光ケーブル）整備による高速インターネットや地上デジタルテレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送中継局及び後発民放（テレビ北海道）の中継局整備が完了し、高度情報化に対応した基盤整備を進めています。

携帯電話については、市街地以外の地域で不感地帯が存在し、その解消については、農業・林業を基幹産業としている本町にとって大きな課題となっています。

また、老朽化した防災行政無線（愛の鐘）については、無線のデジタル化を見据えた設備の更新が必要となっています。

情報通信技術は、日々進歩していますが、都市部に比べて地方における基盤整備が遅れている状況となっており、本町においても町民と行政をつなぐ新たな情報発信手段への取り組みを進めるために情報収集や国・事業者への要望を進める必要があります。

#### 〈基本方針〉

高速通信網の積極的な利活用などによって地域情報化を促進するとともに、行政の情報化を推進し、誰もが情報を享受でき、活発な情報発信・交流ができるまちづくりを目指します。

#### 〈主な施策〉

##### ①地域情報網の整備

- ・ 高速通信網の維持管理と利活用  
整備済みである高速通信網（光ケーブル）を適切に維持・管理するとともに高速

通信網を活用した新たな情報通信手段の整備について検討します。

- ・ 地上デジタルテレビ難視地域の解消  
地上デジタル放送への完全移行に伴い、テレビ難視聴地域の新築住宅等にかかるテレビ放送の受信について、その解消を図ります。
- ・ 携帯電話不感地域の解消  
携帯電話の不感地域の解消について、携帯電話事業者と連携した取り組みを実施します。
- ・ 防災行政無線の設備更新  
老朽化した防災行政無線（愛の鐘）については、無線のデジタル化を踏まえた設備の更新を実施します。

## ②高度情報化への対応

- ・ 情報通信の活用  
観光振興やまちづくり活動にホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用して積極的な情報発信を行います。
- ・ 情報通信の利用にかかる教室の開催  
多くの町民が便利な高度情報通信を利用できるように教室の開催や体験機会づくりを図ります。
- ・ インターネットの適正利用のための教育の充実  
小・中学校におけるインターネットの安全な利用に対する教育の充実を図ります。

## ③行政情報化の推進

- ・ 町ホームページの活用  
町民の行政情報の入手、活用を促進するために、町ホームページの有効活用を図ります。また、誰にでもわかりやすいホームページづくりに努めます。
- ・ 電子化による住民サービスと事務処理効率の向上  
住民サービスの向上と事務処理効率の向上のため、電子申請システムに対応した手続きの拡充を図ります。
- ・ 安全対策の推進  
安全かつ円滑に情報システムを利用・運用するため、情報セキュリティ対策を推進します。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

#### 災害防止対策の推進

担当課：総務課

連携課：町民課・保健福祉センター・産業振興課・建設課・教育委員会・消防署

##### 〈現状および課題〉

森林や河川など自然環境に囲まれた本町ですが、たびたび大雨などにより発生する河川災害などから町民の生命・財産を守る必要があります。

近年は、地球規模の気象状況の変動により、今までに経験したことの無い、突発的な大雨や台風並みの低気圧による大雪が発生しており、特に冬期間に発生した災害による被害は大変大きくなることが予想されます。

また、平成 27 年 11 月の北海道電力(株)の高圧送電線の 2 ルート化整備終了により、大雪や強風による町内広範囲における長時間停電が発生する可能性は大幅に縮小しましたが、日ごろから災害や長時間停電に対する備えをこころがける必要があります。

本町では「陸別町地域防災計画」を策定し、各種の災害防止と災害応急対策、災害復旧などの諸活動推進に努めていますが、今後も自主的な防災の取り組みや組織づくりなどをすすめ、避難所の整備や災害時の対応などに対する町民への啓発、防災意識の向上などの取り組みの強化を図る必要があります。

##### 〈基本方針〉

安全上必要な河川改修の取り組みを進めると共に、森林の公益機能を強化し、災害が発生しにくい環境づくりを進めます。また、災害時に備えた防災訓練の充実や連絡体制の強化など、地域が一体となって進めるほか、広域による防災体制を整えていきます。

##### 〈主な施策〉

#### ①災害に強いまちづくり

- ・ 河川や道路の点検・改修

大雨等で被害が予想される河川などを事前に把握し安全対策を講じるために、日

ごろからパトロールを実施します。また、北海道管理の河川については、安全対策等について、必要に応じて要望していきます。

- ・ 森林の公益機能の強化推進  
森林の治水に対する役割を強化するために、町有林の適正な管理と民有林の整備促進をします。
- ・ 耐震化促進  
災害時の避難場所となる公共施設の耐震化を進めると共に、町民が所有する住宅や建物の耐震診断や耐震化に向けた啓発活動を推進します。
- ・ 災害時のライフラインの維持  
災害時の道路や電気・水道などのライフラインの迅速な復旧のために、民間の事業者との連携を図ります。

## ②防災意識の向上

- ・ 防災訓練の実施  
定期的な防災訓練の実施や情報提供により町民の防災意識の向上を図ります。
- ・ 防災教育の充実  
小・中学校や保育所における子どもたちへの防災教育を充実させ、防災意識の向上を図ります。

## ③防災体制の強化

- ・ 地域における防災体制の推進  
災害時に行政と町民が担う責任と役割を明確にし、避難や早期復旧に対する迅速な対応のための体制整備の推進と、自主防災体制の構築に向け、関係機関との協議を進めます。
- ・ 高齢者・障がい者の支援  
高齢者や障がいのある人など、地域における要援護世帯の把握に努め、安否確認や避難支援体制を整えます。
- ・ 町民に対する災害情報の提供  
災害発生を迅速に町民に伝えるための手段の充実を図ります。
- ・ 災害時の避難所の整備  
避難所を整備し、災害発生時に必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整え、それらに必要な物資の供給のための体制づくりを進めます。また、町民の避難場所の認識を深めるため、避難場所の看板を設置します。
- ・ 陸別町地域防災計画・陸別町国民保護計画  
時代にあった防災活動や町民の財産や生命の保護を図るため、随時、地域防災計画・国民保護計画の見直しを行います。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

#### 消防・救急体制の充実

担当課：消防署

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課・診療所

##### 〈現状および課題〉

平成28年4月1日から十勝管内のすべての消防署が一つの組合となり「とかち広域消防局」としてスタートしました。

これに伴い出動体制も変更となり、市町村の境界に関係なく最も近い消防署から現場に出動することになり、当署においても出動範囲が拡大となり、これによる地域消防力の低下をさせる事なく、より万全を期す体制を整え効率的な活動が出来るよう進めていく必要があります。

消防は、町民の生命や財産を火災から守ると共に、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる体制を求められています。

当町においては、林野火災、農業施設等の火災が多く、また生命に関わるような住宅火災等もあり、被害を最小限に抑えるため消防力の体制の強化と共に、町民の防火意識の向上など火災に備えた取り組みを進める必要があります。

また、高齢化に伴い救急出動件数も増加傾向にあり、更なる救急体制の強化、救急の対応などに対する町民の意識の向上も望まれるところです。

今後において、人材の育成、車両資機材等の計画的な整備や更新、また消防活動において重要な役割を担う消防団組織の充実についての取り組みを進める必要があります。

##### 〈基本方針〉

職員・消防団員の技術向上や消防装備の充実など、時代に対応した消防体制の整備を図ります。救急・救助業務に関しては、救急救命士の採用・養成や広域的な搬送体制の充実、町民への応急処置の知識普及に努め、より迅速な救急体制づくりに努めていきます。また、高齢者世帯の増加に対応した救急体制の強化も行っていきます。

〈主な施策〉

① 消防体制の強化・充実

- ・ 消防施設・機器等の整備促進

消防署や水利施設・車輛・機器などの消防施設等の計画的な更新や整備を進めます。

- ・ 職員・消防団員の技術の向上

技術の向上により消防力の向上を図ります。

- ・ 消防団組織の充実

消防団員の確保や教育訓練の実施などにより消防団活動の充実を図ります。

- ・ 自主防災活動の支援

町民自ら行う初期消火や救出、救護に必要な知識や意識の普及、防災訓練の実施など自主防災活動の指導などの支援を行い、地域防災力の強化を図ります。

② 予防の推進

- ・ 防火意識の向上

町民の防火意識の向上を図ると共に、家庭や事業所等における火災への備えなどの防火の取り組みの啓発を行います。また、火災予防等に関する相談を実施します。

- ・ 火災予防に対する取り組み強化

防火対象物などの立ち入り検査の実施や指導強化を図ります。また避難訓練・消火訓練の実施に対しての支援・協力をを行います。

- ・ 防火対策

住宅用火災警報器の設置や、火災になりにくい家づくりに対する情報提供や普及啓発を実施すると共に、巡回体制を強化します。

- ・ 高齢者・障がい者の支援

高齢者や障がい者など、地域における要援護世帯の把握に努め、防火施設の確認や火災予防の普及を推進します。

③ 救急・救助業務の充実強化

- ・ 応急手当の普及

救急車が到着するまでの応急手当の普及啓発を行います。また、公共施設や民間企業などに AED〈自動体外除細動器〉普及の促進をします。

- ・ 救急救助体制の強化

救急車の更新や救急救命士の人材の育成など、計画的に救急救助体制の強化に努めます。また、ドクターヘリの活用など医療機関との広域的な連携を更に強化します。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

#### 交通安全・防犯体制の推進

担当課：総務課

連携課：保健福祉センター・建設課・教育委員会

##### 〈現状および課題〉

本町においては、平成 26 年 9 月 18 日に鹿山地区の道道津別陸別線で 2 名の方が亡くなる事故が発生するまで 6,274 日間、死亡事故ゼロの期間が続きました。

車主体の生活行動の浸透や、道路網の整備が進むにつれ、交通量の増加や、高齢者による運転機会が増えてきます。お互いが、交通事故の被害者・加害者にならないように、日ごろから交通安全に対する意識を高め、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

また、社会環境の悪化や情報の氾濫などによる犯罪の広域化、低年齢化、悪質化など、青少年を取巻く環境も大きな社会問題となっています。安心して暮らすためにも、交通事故や犯罪を未然に防ぐことが必要です。

##### 〈基本方針〉

町民が一体となった交通安全への取り組みや防犯活動の取り組みを進めます。また、意識向上のための啓発活動を実施します。

〈主な施策〉

① 交通安全意識の啓発

- 交通安全町民の集い、交通安全教室の開催  
交通安全町民の集いや交通安全教室など、多くの機会を活用した交通安全意識の高揚を図ります。
- 陸別町交通安全協会への支援  
町民の交通安全に関する取り組みを関係機関との連携により実施します。
- 交通安全に対する指導の強化  
道路交通の安全のため、交通安全指導員を設置し、指導体制の強化を図ります。また、町内を通過する車両に対する安全運転の啓発を実施します。

② 交通安全環境の整備

- 交通安全施設の整備  
交通規制標識・夜間照明・信号機の積極的な設置・設置要請や警戒看板の設置により交通の安全を確保します。
- 歩行者の安全確保  
学校周辺や通学路などにおける交通標識や信号機の設置、また、高齢者や障がい者・健常者を問わず、誰もが安心して歩行できる環境をつくります。
- 市街地における駐車場の整備  
安全な交通を確保するため、市街地における公共駐車場を適正に配置し、路上駐車解消を図ります。

③ 防犯対策の推進

- 防犯活動の推進  
活動団体や関係機関との連携により、防犯に関する学習機会や情報の提供を進めます。また、防犯意識の向上や地域住民の自主的な活動を支援します。
- 防犯施設の整備  
防犯灯の適正設置を進めます。また、防犯に配慮した生活環境の整備を進めます。
- 子どもの安全  
子どもを犯罪等から守るために、地域住民と連携した犯罪防止の取り組みを進めます。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

#### 消費者対策の充実

担当課：産業振興課

連携課：町民課・保健福祉センター・教育委員会

##### 〈現状および課題〉

平成21年に、消費者庁が消費者の安全・安心な消費生活実現のために創設されました。

しかしながら、インターネットの普及により消費形態の多様化が進む中、これらの変化の中で、様々な消費生活に関するトラブルが絶えない状況は依然として続いています。

当町においては、高齢者を狙った悪徳業者による被害がでており、表面化していない事例を含めると、その数は相当数に上ることが予想され、高齢化が進む今後においては更に増える恐れがあります。

こうした中、本町では消費活動に関する自主グループ「りくべつくらし塾」を組織して、学習をする他、消費被害の事前防止のための啓発活動や情報交換を行っております。

また、月2回、消費生活専門相談員を招き、消費者相談窓口を開設し、相談業務を実施しています。

今後もより一層多様化、複雑化が予想される消費形態ですが、町民が安全に消費活動できるよう情報の提供や消費者教育の推進、相談体制の充実を図ります。

##### 〈基本方針〉

学校教育・生涯教育における消費者教育・啓発の充実や消費生活相談の充実などにより、消費者被害の未然防止に努めます。

〈主な施策〉

① 消費者教育・啓発の推進

・消費者教育の実施

安全で安心な消費生活の実現のため、年代にあった消費者教育を実施します。

・情報提供と啓発活動

消費者問題に関する情報や被害時の対処法など情報提供を行います。また、被害にあわないための啓発活動を強化します。

② 相談体制の充実

・北海道消費生活センターや警察などと連携を強化し、消費者問題に対し、迅速な対応が取れるよう、相談窓口の充実を図ります。

③ 商品の安全

・製品事故等に関する情報の提供を行います。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

政 策	施 策	
3 町民の安全・安心な暮らしの確保	(1) 災害防止対策の推進	Ⅲ-3-(1)
	(2) 消防・救急体制の充実	Ⅲ-3-(2)
	(3) 交通安全・防犯体制の推進	Ⅲ-3-(3)
	(4) 消費者対策の充実	Ⅲ-3-(4)
	(5) 冬季生活の向上	Ⅲ-3-(5)

#### 冬季生活の向上

担当課：建設課

連携課：総務課・保健福祉センター・産業振興課

##### 〈現状および課題〉

日本一寒い町である本町において、きびしい冬の生活を快適に暮らすには、寒冷地に対応した住宅環境の充実は重要です。

また、車社会である北海道において早期除雪による道路通行の確保は、安心して日常生活を送る上で重要ですが、生活様式の多様化や流通の高速化により除雪・排雪への住民ニーズは年々高まっており、より一層除排雪対策を充実させ、安全な道路の確保に努める必要があります。

さらに、日本一のしばれを活用した技術を住民生活に浸透させ、より快適な暮らしの実現に努めていくことが必要です。

##### 〈基本方針〉

早期除雪や排雪場所の確保、冬期間の安全な通行を確保すると共に、軒先や玄関先など身近な住環境の除雪や高齢者世帯への対応など、町民による積極的な活動を促していきます。

〈主な施策〉

① 除排雪対策の推進

・ 関係機関との連携

計画的な除雪実施のために産業・経済界や学校などの関係機関と連携して、効率的で迅速な除排雪体制を整えます。また、国・道などの道路管理者との連携・調整を行います。

・ 除雪車などの雪寒機械の整備

除雪車などの雪寒機械の整備の計画的な更新等を行います。

・ 高齢者世帯などに対する地域ぐるみによる支援の推進

高齢者世帯などの要支援世帯に対する支援体制づくりを町民の皆さんとの協働により検討を行います。

② 寒冷地向け住宅の普及

・ 陸別町の寒冷な気候に適應した住宅の建設やリフォームに対する相談や指導の体制を整えます。また、省エネルギーに対応した住宅の建設を推進します。

③ 町内二地域居住の促進

・ 高齢者が住み慣れた地域に安心して生活するため、市街地から離れた地域に住む方の生活に支障が出る冬期間に、市街地で生活することが出来る体制整備を図ります。

④ 寒さを活かしたまちづくり

・ 寒さを活かしたまちづくりに向けて、しばれフェスティバルなどのイベントを実施し、寒さならではの観光振興を進めます。また、しばれ技術開発研究所による寒さを利用した技術の開発などの支援を積極的に進めると共に、陸別町の気候を有効活用できる企業の誘致を進めます。

### Ⅲ、暮らしと溶け合う心地よい生活環境づくり

## 基本目標Ⅳ

## 誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

1	生涯を通じて学ぶ町民	担当課
	(1) 生涯学習の推進	教育委員会
	(2) 学校教育の充実	教育委員会
	(3) 生涯スポーツの充実	教育委員会
2	誇り高きふるさと文化	担当課
	(1) 芸術・文化活動の推進	教育委員会
	(2) 文化財保護の推進	教育委員会
	(3) 地域イメージの形成	総務課
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	総務課

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
1 生涯を通じて 学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	IV-1-(1)
	(2) 学校教育の充実	IV-1-(2)
	(3) 生涯スポーツの充実	IV-1-(3)

#### 生涯学習の推進

担当課：教育委員会 連携課： 総務課・保健福祉センター・産業振興課

##### 〈現状および課題〉

生涯を通じて学びたいと思うことは大切なことであり、学ぶことがこころの豊かさや、生きがいを持った生活につながります。この「学びたい」というニーズを的確に把握し、すべての町民に対して平等に学ぶ機会を提供することが大切です。

生活全般、野外活動、健康づくり、文化活動、国際交流など多様化・高度化する学習ニーズや環境変化に対応した生涯学習活動を進めるためには、町民の協力や行政内の連携を進めると共に、情報の提供を積極的に進める必要があります。

本町では、公民館や保健センターなどを利用した生涯学習活動を積極的に進めていますが、町民の学習機会の拡大のために、これらの施設における利用しやすい環境づくりが求められています。また、本町を取り巻く森林や川、畑、星空、しばれなどの自然環境を最大限に利用した生涯学習の実施により、町に対する誇りを持つ人づくりが求められています。

##### 〈基本方針〉

学習機会の提供などにより、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指します。また、陸別の特色や町民の情報・知識・技術などを最大限に活用した生涯学習を進めます。

〈主な施策〉

① 生涯学習推進体制づくり

- ・ 関係各課や生涯学習ボランティア・各種サークルなどと連携し、生涯学習の推進や推進体制の整備を計画的に進めます。

② 生涯学習活動の充実

・ 活動の支援

町民の自主的な学習活動を支援すると共に、学習の成果を活かす機会の充実を目指します。また、他市町村との交流や研修事業への参加に対する支援を行います

・ 学習ニーズの把握と特色ある学習メニューの実施

町民が求めている学習メニューの実施のために関係機関・関係各課と連携してニーズの把握に努めます。また、陸別町の特色を活かした学習メニューの実施を目指します。

・ 情報提供

町民に対し、ホームページや広報紙を通じて生涯学習に関する情報の提供を行い、学習機会の拡大を図ります。

③ 指導体制の充実

- ・ 町民の情報・知識・技術などを活かした指導体制の充実により、幅広い生涯学習への対応を図ります。
- ・ 広域的な指導者ネットワークの形成により指導者不足の解消を目指します。

④ 生涯学習施設の充実

- ・ 多様化する学習ニーズに対応するため、公民館、図書室などの既存の学習施設のほか保健センター、学校下校時の利用など、効率的な利用を図ると共に、利便性の向上を図ります。また、森林などの自然環境や天文台の生涯学習施設としての位置づけを深めます。

⑤ 社会教育の充実

- ・ 陸別町社会教育計画に基づき、社会の変化に対応した社会教育の充実を図ります。

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
1 生涯を通じて 学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	IV-1-(1)
	(2) 学校教育の充実	IV-1-(2)
	(3) 生涯スポーツの充実	IV-1-(3)

#### 学校教育の充実

担当課：教育委員会 連携課： 総務課・保健福祉センター

##### 〈現状および課題〉

少子化や人口減少の影響により、小・中学校の児童生徒の数が年々減少している中、本町では「陸別の子は陸別で育てる」の考え方を柱に「確かな学力の向上」「豊かな心とすこやかな体の育成」「信頼される学校づくりの推進」を重点目標として、学校、家庭、地域が相互の信頼のもと、地域が子どもたちの成長を見守りながら特色ある教育を進めています。

また、高度情報化への対応や、国際化など時代に求められる人材を育成するための環境づくりを積極的に進めると共に、魅力・特色のある教育の推進に努め、学ぶ意欲や、学習習慣を身につけるための取り組みを行う必要があります。

今後も、子どもたちの安全な教育環境と、生き生きと学べる環境づくりのために、必要に応じて校舎や体育館の改修を進めると共に、通学路の安全やスクールバスの更新などを計画的に進めます。

また、子どもたちの個性や発達に合わせた教育環境の実現のため、関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

##### 〈基本方針〉

学ぶ場にふさわしい環境を整えると共に、時代に対応した教育内容の充実を図ります。また、体験学習や社会活動への参加など地域特性を活かした教育、児童・生徒が自ら学ぶ意欲を高め、個性や能力に応じた教育を進めていきます。

## 〈主な施策〉

## ① 学校教育の充実

- 地域の特色を活かした教育活動の推進  
本町の自然環境や農業・林業などの体験を通じた、地域の特性を活かした教育活動を進めます。
- 児童・生徒の個性に応じた教育の推進  
子どもたちの個性や発達に合わせた教育の推進のため、関係機関と連携した取り組みを実施します。
- 特別支援教育の推進  
発達障がい等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育体制を整えるために地域療育センターや児童相談所、病院などの関係機関との連携を図ります。
- 国際化に対応する人材の育成  
カナダ・ラコーム市との友好関係の発展により、国際理解教育の充実を図ります。また、英語指導助手を活用した授業を中学校及び小学校等で展開し、英語による会話・コミュニケーション能力の向上と英語圏の文化や価値観についての理解を深めます。
- 地域活動への参加促進  
ふるさと学習や職場体験学習などの地域活動の参加機会を増進します。また、地域開放参観日などの開催により学校と地域との連携を図ります。
- 小・中学校の連携  
小・中学校の連携により、学びの連続性や接続の円滑化を図ります。

## ② 小・中学校の環境整備

- 安全な学校施設整備  
地域の避難所としての役割に十分配慮した施設整備に取り組みます。
- 教材備品の整備  
多様化する教育環境に対応した教材備品の整備を進めます。
- 危機管理体制の充実  
学校内における危機管理体制や防犯システムなどの環境整備を図ります。
- 教職員の環境整備  
教職員住宅の整備など、教職員の福利厚生の実現を図ります。また、教職員の資質向上のために研修機会の提供に努めます。

③ 通学、修学支援の充実

・スクールバスの運行

スクールバスの安全な運行と車両の計画的な更新を図ります。

・登下校時の安全対策

登下校時の安全確保や、自己防衛意識の高揚を図るための安全教育を実施します。

また、地域で子どもたちを守る取り組みを実施します。

・給食および食育の推進

安全・安心な給食を安定的に提供していくことを第一に進め、地場産品の活用に努めるとともに食物アレルギーを持つ子どもに対しては個別の対応を行います。

また、幼児・児童生徒の心身の健全な成長のため、学校・家庭・地域と連携し、食育を進めます。

・高校や専門学校、大学進学者に対する奨学金制度による修学支援を引き続き行います。

## 「しばれの町りくべつ教育の日」

### 陸別町民憲章

陸別町教育委員会

- みんなで力をあわせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。
- みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。
- たがいにむつみ助けあい、だれもが生きがいをもてる、あたたかい町を育てましょう。
- たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。
- 恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

### 陸別町教育目標

私たちは、北海道教育目標及び町民憲章の精神をうけ、陸別町の豊かな未来を自さず生涯教育のしるべとして、この目標を制定します。

- 互いに自由を尊重し、公正公平で自分の行動に責任がもてる人を育てる。
- 常に希望をもち、より高い目標を立てて、日々実践に努める人を育てる。
- ものごとを合理的に考え、創意工夫をこらし、進んで新しい分野を開いていく人を育てる。
- 町民としての自覚をもって郷土を愛し、郷土の発展に尽くす人を育てる。
- たくましい心身をつくり、勤労の尊さを知るとともに、進んで仕事をする人を育てる。



### 教育の日理念

しばれの町りくべつ教育の日は、この陸別において、先人がのこした尊い遺産と情熱をうけつぎ、町民一人ひとりが次代を担う子どもたちのことを考え、陸別の教育の関心を高め、その上で健康で明るく心豊かな人づくりを進めるものです。

### 教育の日趣旨

私たち町民は、陸別町民憲章や陸別町教育目標を踏まえ、我が町の子どもたちの健やかな成長のために家庭・学校・地域で何ができるかを考え、親として、子として、地域の一員として自分たちの生活を見つめ直し、しばれの町りくべつ教育の日を表明するものです。

## 町ぐるみで育むきらりと光る

## りくべつの子ども

### めざすべき子ども像

#### 家庭

- 家庭はあたたかく
- あいさつ  
あいさつをし、何でも話しあう親子でしよう
  - やくそく  
約束を守り、隠しごとをせず、尊敬しあう親子でしよう
  - おもいやり  
いのちのすばらしさに気づき、思いやりやいたわりを持つ親子でしよう
  - かんしゃ  
進んで手伝い、心から感謝する親子でしよう
  - もくひょう  
目標を持って協力しあう親子でしよう

#### 学校

- 学校はたのしく
- あいさつ  
マナーを身につけ、あいさつができる子どもでしよう
  - げんき  
仲良く元気な子どもでしよう
  - がくしゅう  
よく遊び、よく学ぶたくましい子どもでしよう
  - おもいやり  
自分を大切に、他人も大切にする子どもでしよう
  - ゆめ  
夢を持ち、挑戦する子どもでしよう

#### 地域

- 地域はあかるく
- あいさつ  
目上の人を尊敬し、あいさつができる子どもたちを育てよう
  - ほうし  
奉仕活動を進んで子どもたちを育てよう
  - かんきょう  
自然環境を大切にし、地域に学ぶ子どもたちを育てよう
  - あんしん  
子どもたちにとって安全で安心な地域づくりをしよう
  - つながり  
大人と子どもと一緒に活動できる地域づくりをしよう

### メインスローガン

あいさつ・おもいやり・ありがとう

平成20年  
11月1日制定

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
1 生涯を通じて学ぶ町民	(1) 生涯学習の推進	IV-1-(1)
	(2) 学校教育の充実	IV-1-(2)
	(3) 生涯スポーツの充実	IV-1-(3)

#### 生涯スポーツの充実

担当課：教育委員会 連携課：保健福祉センター

##### 〈現状および課題〉

健康や余暇などへの関心が高まっています。明るく豊かな生活を築くためには、スポーツに対する関心をより深め、健康スポーツの普及に努めることが必要です。また、町民一人ひとりが日常生活の中で、積極的にスポーツ活動に親しみ、健康と体力の維持、増進を図っていくことが必要です。

本町では、スポーツ活動への参加意識が高まるにつれ、活動施設や内容へのニーズも高度化・多様化し、これらに対応した「いつでも、どこでも、誰でも」がスポーツを楽しむ機会や環境の整備を図ると共に、スポーツ少年団活動や競技者、競技団体、指導者の育成に力を注ぐ必要があります。

また、人口の減少や高齢化、多様化する趣味により活動の維持がきびしくなっている団体が増えるなか、休会状態にある団体は少なくありません。

町民のスポーツへの参加意識をなくさないために、団体同士が連携した取り組みを強化し、情報交換や交流の場の提供に努めることが大切となっています。

スポーツをとおして生涯にわたり、健康で活力ある生活を送るために保健、福祉、教育や町民のみなさんと連携した取り組みが求められています。

##### 〈基本方針〉

町民がいつまでも健康で活力ある生活を送ることができるように、いつでも気軽にスポーツができる環境を整えます。

〈主な施策〉

① スポーツの推進

- スポーツ教室やスポーツ大会の開催  
町民がスポーツに触れる機会の拡大を図るため、町民向けのスポーツ教室の開催やスポーツ大会の開催に対する支援をします。
- 誰もが親しむことのできるスポーツの振興  
町民が気軽に健康・体力づくりを目的に取り組むことができるようなスポーツの振興を図ります。また、情報の提供を行います。
- 保健事業との連携強化  
健康増進を図るために、保健事業と連携を強化した取り組みを実施します。
- スポーツ団体の支援  
自主的に活動しているスポーツ少年団やスポーツ団体への支援を行います。また、団体間の連携や情報交換の機会づくりを図ります。

② 指導者、指導体制の充実

- 長期的な展望を持った、各種スポーツ指導者の発掘・育成に努めます。

③ スポーツ施設の充実

- 利用者ニーズに対応したスポーツ施設の整備  
スポーツ施設の整備については、競技団体や関係機関との協議の上、適切に行います。また、ジョギングやウォーキング愛好者が、安全を確保するための対策を検討します。
- 既存のスポーツ施設の有効活用と利便性の向上  
スポーツ施設の利用について、競技者間の連携や情報の共有により有効に活用します。

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
2 誇り高さ ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

#### 芸術・文化活動の推進

担当課：教育委員会 連携課：

##### 〈現状および課題〉

本町では、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」や「あかえぞ文藝舎」による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による活発な文化活動が進められる一方、高齢化や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は、きびしい状況にあります。町民の関心を高めながら、地域の歴史に根付いた文化を継承し、新たな芸術文化が芽生える環境づくりを図っていくことが必要です。

また、書道や陶芸は世代を越えた交流の場としての活動が進められており、芸術・文化活動の新たな役割が見込まれています。

##### 〈基本方針〉

町民の文化活動への参加を促進し、芸術文化への町民の関心を高めていきます。

〈主な施策〉

① 芸術文化活動の充実

・創作文化活動の育成支援

各種文化団体・サークルの活動に対して支援をすると共に、発表や活動の場を提供します。また、町民に対して、各種団体活動の情報提供を広報紙などの手段を通じて行います。

・文化・芸術鑑賞の機会の提供

町民の文化・芸術鑑賞の機会の提供のため、各文化的催し物の開催援助及び誘致を行うと共に、近隣市町村で開催される催し物の情報提供や参加を促します。

・既存施設の利活用

町民の文化芸術活動の核となるタウンホールの利便性の向上や公民館の充実を図ります。

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
2 誇り高さ ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

#### 文化財保護の推進

担当課：教育委員会 連携課：

##### 〈現状および課題〉

本町の文化財については、開拓の祖である関寛斎関係資料の整備に続き、アイヌ文化期の史跡ユクエピラチャシ跡の整備事業が完了したところです。この二つは、まったく異なる時代の文化財ですが、遺跡の地域が重なることから、今後の整備活用における、相乗効果を期待することが出来ます。また、郷土資料の収蔵展示化を実施しており、平成28年度には公開・活用を進めていく予定です。

関寛斎については、「関寛翁顕彰会」による研究や交流が行われており、この先人が残した、すばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が、活発に行われています。

平成24年には、関寛斎没後100周年記念事業を実施し、その中で第4回寛斎セミナーが行われたほか、平成27年度に関寛翁顕彰会が主催した札幌市での第5回寛斎セミナー開催事業を支援しています。今後、さらに町民が地域の歴史や文化に接し、これらが身近に感じられる環境を整えていく必要があります。

国指定史跡ユクエピラチャシ跡については、平成21年度までに「白いチャシ」としての史跡現地整備と展示が完成し、ハード事業が完了したところです。今後は、その活用を推進し、文化財保護の理念と開拓以前の陸別町及び北海道の歴史の理解を広める必要があります。

郷土資料の収蔵展示化については、平成22年度から収蔵場所である旧中斗満小学校の改修と資料の再整備を始めています。平成25年度からは具体的な展示作業を開始し、平成28年度に一般公開の予定です。これらの郷土資料については公開・活用を進めながら資料台帳の整備を継続して実施していきます。

また、町指定文化財には、昭和54年に指定された「網走本線開通記念成功記念碑」を設置者である荒井建設株式会社の協力により、平成27年度にふるさと銀河線りくべつ鉄道の百恋駅に移設整備しています。こうした町指定文化財についても整備活用を進め、郷土愛を育てる環境を整えていく必要があります。

〈基本方針〉

陸別の歴史や文化を次世代に伝えるために、文化財の保護・活用を進めます。

〈主な施策〉

① 文化財の保護

- ・ 開発行為と文化財保護の調整を行い、文化財保護法に基づく、事前協議や必要な調査を適切に行います。

② 文化財の活用

- ・ 関寛斎に関する資料の活用

「関寛斎資料館」を核として、関寛斎関係の遺跡整備の充実を図ります。また、引き続き「関寛翁顕彰会」の活動を支援します。

- ・ 史跡ユクエピラチャシ跡の活用

史跡ユクエピラチャシ跡の活用を進めると共に、十勝・道東地域の史跡活用、アイヌ文化の理解、世界遺産登録に向けた活動等に積極的に協力していきます。

- ・ 郷土資料の活用

収蔵展示化した旧中斗満小学校の郷土資料の活用については、町民見学会等を積極的に実施し、郷土学習の一つとして位置づけます。

- ・ 町指定文化財の活用

町指定文化財である斗満遺跡出土の大型石器の特別展示を行うなど、埋蔵文化財全般の活用を計画し、文化財に対する理解を深めるための活動を推進します。

③ 文化財・郷土芸能への意識高揚

- ・ 文化財保護団体の育成を進めます。
- ・ 学校教育や社会教育における郷土資料や人材の活用を進めます。
- ・ 史跡ユクエピラチャシ跡保存整備事業で実施した「住民参加型の史跡整備」方針を拡張・継続実施し、親しみやすい文化財を目指します。

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
2 誇り高さ ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

#### 地域イメージの形成

担当課：総務課

連携課：産業振興課

##### 〈現状および課題〉

地域イメージの形成は、まちの個性を高め、この地に住む魅力を共通理解するために大切な方法です。

本町は、平成30年に開町100年を迎え、この間先人たちが培ってきた地域のイメージは町外での知名度を高め、町民が町の魅力を再認識し、わが町に住むことを誇りに思えるきっかけをつくります。

本町では、きびしい自然環境をプラス志向に発想転換し「日本一寒い町」をキャッチフレーズとしたまちづくりを進め、町外からも認識されるイメージが定着しつつあります。

また、昭和62年に「星空の街」に選定され、平成10年には「銀河の森天文台」をオープンさせた本町ですが、さらに町民の共有のイメージとして「星空の町」を積極的に活用していく必要があります。

これらの活動を発展させながら、地域の産業や町民の誇りにつながる事業として進展していくことが、これからのまちづくりに求められています。

##### 〈基本方針〉

「日本一寒い町」「星空の町」をキーワードとしたまちづくりを継続的に進めながら、「開町100年」という歴史の重みを再認識し、町民・行政が一体となって、誰もが認識する陸別らしいイメージとして定着させていきます。

〈主な施策〉

- ① 「日本一寒い町」
  - ・引き続き「日本一寒い町」を町民共通のキャッチフレーズとした、まちづくりを推進します。
- ② 「星空の町」
  - ・銀河の森天文台を中心に「星空の町」の意識の向上と町外へのPRを進めます。
- ③ 「開町100年」
  - ・本町は平成30年に開町100年を迎えます。先人への敬意や町民の陸別町を思う気持ちを再認識し、更なる発展のための取り組みを実施します。

#### IV、誇りと温かなこころの芽生えるまちづくり

政 策	施 策	
2 誇り高さ ふるさと文化	(1) 芸術・文化活動の推進	IV-2-(1)
	(2) 文化財保護の推進	IV-2-(2)
	(3) 地域イメージの形成	IV-2-(3)
	(4) 地域間交流・国際交流の推進	IV-2-(4)

#### 地域間交流・国際交流の推進

担当課：総務課

連携課：産業振興課・教育委員会

##### 〈現状および課題〉

I T技術や交通機関の利便性が高まるにつれ、地域間の時間的な距離が短縮され、交流の機会が増えています。また、国際化の進展や、アジア諸国の経済発展に伴い、外国人と接する機会や海外で働く機会も増え、さまざまな分野で国際感覚が求められる時代へと移行しつつあり、国際性を備えたまちづくりが求められています。

本町では国内の他の市町村との提携や交流は特に進めていませんが、開拓の祖・関寛斎が長く過ごした徳島市や千葉県銚子市とは町民による交流が進められています。また、電機連合との交流事業が平成25年に25周年を迎えており、サマーインりくべつや冒険体感インとうきょうの参加者による町民レベルの交流へと発展しております。

国際交流については、昭和61年にカナダのラコーム町（現；ラコーム市）と姉妹提携を結んで以来、一般町民や中学生などの相互交流を積極的に進めてきましたが、国際問題や人的不足などにより、団体での交流事業がきびしい時代となっています。

国内の他の地域との交流や国際交流は、町民が本町のすばらしさを再認識すると共に、多くの情報や知恵を習得でき、有意義な人生を過ごす上でも重要です。現在の活動を基盤とし、より一層地域外との交流を深めると共に、地域内の交流も深め、人と人が触れ合う豊かなまちを築くことが重要です。

また近年、北海道の大自然を背景とした、ゆとりある生活への関心の高まりから、都市住民の北海道移住が増加しております。当町においても、移住希望者の受け入れについての取り組みを実施しておりますが、今後もニーズの把握や受け入れの体制整備を進める必要があります。

##### 〈基本方針〉

国内の他の地域や国際的な交流の機会を拡大し、異なる文化や人とのふれあいとつながりを通じて魅力あるまちづくりを進めます。

## 〈主な施策〉

## ① 地域間交流の促進

- ・民間交流活動の支援

町民が積極的に進める都市間・地域間の文化や経済的な交流事業を支援します。

- ・地域特性を通じた地域間交流の推進

「しばれ」や天文台、りくべつ鉄道、関寛斎など、地域特性を通じた地域間交流事業を推進します。

- ・地域間交流の促進

「ふるさと陸別会」「陸別友好町民の会」など道内・道外の方との多様な地域間交流を促進します。

- ・誘致企業などと地域産業との交流促進

日産自動車(株)などの誘致企業との経済交流を含めた交流機会の拡大を図ります。また、電機連合と友好関係の強化を図ります。

## ② 国際交流の推進

- ・ラコーム市との友好交流の促進

町民のラコーム市との相互交流の促進を図ると共に、引き続き中学生等のラコーム町への派遣事業を実施し、友好関係の促進を図ります。

- ・在住外国人との交流

陸別町内に居住する農業研修生などと町民との交流機会の創出をします。また、陸別町の産業における外国人研修生や外国人労働者の受入体制づくりの検討を進めます。

- ・国際化対応の推進

国際化に対応した人材の育成のため、学校教育や社会教育のなかで国際化に対する教室を実施します。

## ③ 移住者受け入れの推進

- ・地域の新たな人材の獲得を図るため、都市部や他地域からの移住希望者の受け入れを積極的に推進します。

- ・移住希望者に対して陸別移住を応援する会を核として、移住ワンストップ窓口での相談対応や都市圏へのPR活動を積極的に推進します。

- ・陸別町ちょっと暮らし住宅や移住産業研修センターなどを運用し、陸別町への定住に結びつくよう努めます。

V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

基本目標V

豊かなふれあいが築くふるさとづくり

1	地域と共に歩む行政	担当課
	(1) 町民参加のまちづくり	総務課
	(2) 情報の共有によるまちづくり	町民課
2	生き生きとした青少年と女性	担当課
	(1) すこやかな青少年の育成	教育委員会
	(2) 活力ある青年活動の促進	教育委員会
	(3) 男女共同参画の推進	総務課
3	開かれた行財政と安定した運営	担当課
	(1) 安定した行財政運営	総務課
	(2) 広域行政による効率的な行政運営	総務課

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
1 地域と共に歩む 行政	(1) 町民参加のまちづくり	V-1-(1)
	(2) 情報の共有によるまちづくり	V-1-(2)

### 町民参加のまちづくり

担当課：総務課

連携課：町民課・建設課・教育委員会

#### 〈現状および課題〉

近年、町民のまちづくりへの参加や社会貢献への気運が高まってきており、地域の課題や多様なニーズに対応するため、町民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、まちづくりを進めることが大切になっています。また、町民主導のまちづくりの推進には、町民同士が積極的に議論できる場や、幅広い層から多くの町民が参画できる機会を整え、まちづくりに対する考えを共有化することにより、自主的な町民活動を促し、先導的にまちづくりに取り組む町民の輪を広げる仕組みづくりが必要となります。

本町では、これまでも町民のまちづくりへの取り組みに対して支援をしてきましたが、今後も町民の積極的な取り組みを促すための情報提供を進めていくことが大切です。

#### 〈基本方針〉

まちづくりを論議する場づくりや、町民各層がまちづくりへ参加する機会の拡大を図ります。

また、自治会活動や町民によるまちづくり事業への支援を図ります。

〈主な施策〉

① まちづくりへの参画機会の拡充

- ・まちづくりを議論する場づくり

町民各層が横断的に参画し、町民同士がまちづくりについて議論できる機会の拡充を図ります。

- ・まちづくり推進の町民組織の育成

まちづくりを目的とした取り組みや組織化などへの支援・育成を図ります。

- ・各種委員などへの青年や女性の登用促進

偏りがちになっている各種委員について、青年や女性の登用や、公募制により、政策形成過程への幅広い人材の活用を目指します。

- ・官民が連携したまちづくりの推進（地方創生の取り組み）

町民と行政、また、他地域間での連携したまちづくりの取り組みを推進します。また、陸別町総合戦略を推進するための体制を構築し、各種施策を着実に推進します。

② 自主活動の奨励・支援

- ・自治会活動の支援

地域活動の最小単位である自治会活動の充実のために支援をすると共に、高齢化や人口の減少により活動が困難な地域が出てくることが予想されており、自治会間の連携や再編などの検討を進めることが必要です。また、当町において自治会への加入率は非常に高いですが、今後も高い加入率の維持に努めます。

- ・まちづくり事業の支援と活動助成

町民が行うまちづくりに関する活動に対して支援をするための「まちづくり補助金」を町民にひろめ、町民の活動に積極的な支援を行います。

③ まちづくり人材育成

- ・地域課題に対応するまちづくり講座の開講や視察事業を推進すると共に、地域づくりに向けたリーダーの発掘・養成を図ります。

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
1 地域と共に歩む 行政	(1) 町民参加のまちづくり	V-1-(1)
	(2) 情報の共有によるまちづくり	V-1-(2)

### 情報の共有によるまちづくり

担当課：町民課

連携課：総務課

#### 〈現状および課題〉

町民ニーズにこたえるまちづくりを進めるためには、より多くの町民の声を聞きながら、意見や要望を的確に把握し、行政の取り組みを十分に町民に周知することにより情報を共有化することが必要になります。

当町においては年に1回自治会長会議を実施し、自治会単位の要望を聴く機会を設けるほか、町民からの意見を文書でいただく「町民から提案します」、町長とグループ・各種団体等が懇談する「まちづくり懇談会」を実施するなど、広聴機会を設けておりますが、今後は町民のみなさんの声を聴く機会をさらに拡大して、その声をまちづくりに活用する仕組みを構築することが求められています。

また、平成13年に施行した情報公開条例により、町民の参加により、開かれた町政を一層推進しておりますが、町民からの情報の開示請求実績はありません。今後、町民の町政参画のひとつとして情報公開条例の周知・活用を図ると共に、役場内の行政文書等の保管方法やルールを定め情報の共有化を図っていく必要があります。

#### 〈基本方針〉

町民の声を聴く新たな方法や行政情報の公開を進め、情報の共有化により地域と行政がより理解し合える環境づくりを推進します。

〈主な施策〉

① 広報活動の充実

・ 広報紙の充実

親しみやすい紙面づくりをこころがけ、行政情報の迅速な周知と、わかりやすい説明などにより開かれた行政を目指します。

・ 町民参加の広報紙づくりの推進

町民のまちづくりに関する活動などを積極的に掲載すると共に、町民同士の情報交換の場としての活用を検討します。

・ インターネットを利用した広報活動

町民を対象としたホームページの充実を図り、迅速でわかりやすいページ構成を目指します。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用して、町内はもとより、町外に向けても積極的な広報活動を進めます。

② 広聴機会の拡充

・ 広聴機会等の拡充

自治会長会議のほか、町民の広聴機会の拡充のため、各種広聴制度の利用方法や場所などの周知の徹底により、利用の拡大を図ります。

また、町民のみなさんの声を聴くための多様な手段について検討します。

・ 町民の要望や意見・提言などを町政に反映させるために、意見受理から施策への反映までの運用体制を確立します。

③ 情報公開の推進

・ 陸別町情報公開条例に基づいた適切な情報開示を引き続き実施すると共に、制度についての周知を図り、町民の町政に対する関心を高めます。また、役場内の行政文書等の保管方法やルールを定め、適切な情報公開を進めます。

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
2 生き生きとした 青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	V-2-(1)
	(2) 活力ある青年活動の促進	V-2-(2)
	(3) 男女共同参画の推進	V-2-(3)

### すこやかな青少年の育成

担当課：教育委員会

連携課：保健福祉センター

#### 〈現状および課題〉

次代を担う大切な子どもたちが成長する過程において、地域の存在は重要な役割を果たします。

核家族化、少子化、生活様式の多様化、情報化の進展により、子どもが一人で過ごす時間が増えており、子ども同士や世代を超えたコミュニケーション不足が問題視されています。国内全体の問題として、少年非行の多発、不登校、ニートなど一般社会になじめない若者の増加、児童虐待など、青少年に関わる社会的な問題が増大しています。

当町においては、少年団活動などをとおして、青少年の健全な育成を図っています。少子化の影響により、加入者は減少傾向にありますが、今後も引き続き活動に対する支援を続ける必要があります。

今後は青少年のすこやかな育成のため、家庭内だけでなく、家庭や学校、地域社会がそれぞれの役割を担い、連携を図ることが重要となっています。

また、地域や異世代との交流に力を注ぎ、本町の自然や人材を活かして、スポーツや文化をとおして幅広い視野を持った思いやりのある子どもたちが、すこやかに育つ環境づくりが求められています。

#### 〈基本方針〉

青少年の健全な成長を促すため、家庭、学校、地域が連携した取り組みを進めます。また、本町の特色を活かした遊びや交流の取り組みを推進します。

〈主な施策〉

① 青少年の育成環境の整備

・地域の連携

地域全体で青少年育成を図るために、意識啓発や環境整備を進めます。また、自立性や社会性を持った子どもたちの成長のために、地域における体験活動や町民とのふれあいの機会の充実を図ります。

・青少年利用施設の充実と活用促進

放課後の学校施設や公民館を充実させ、子ども同士の交流の場の拡大を図ります。またスポーツ・レクリエーション施設の充実を図ります。

② 各種少年団活動や助成会の活動に対する支援

・各スポーツ少年団や助成会活動を通じて、仲間づくりや異年齢交流を図り、団体行動や社会のルールを学ぶことにより、青少年の健全育成につながるように、各団体への支援を行います。

③ 支援体制の整備

・陸別町の特色を最大限に活かし、子どもたちの健全な成長を支援するために、各関係機関が連携した組織づくりの検討を行います。

・高校生や青年が、子どもの遊びや体験活動、世代間交流活動や文化芸術活動などでリーダーになれるよう、研修機会や体験機会の充実を図ります。

・青少年が行うボランティア活動などの社会活動に対し、支援や情報提供を積極的に行います。

・児童・生徒による地域間交流事業や国際交流の機会の拡大を図り、広い視野を持った人材の育成に努めます。

④ 健全な成長

・インターネットなど情報技術の発展に伴い、子どもたちが有害な情報を目にする機会が増えています。有害な情報を排除するための取り組みを推進すると共に、インターネットの適正な利用に対する教育の充実を図ります。

・有害図書・広告の排除など、地域における社会環境の浄化活動を進めます。

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
2 生き生きとした 青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	V-2-(1)
	(2) 活力ある青年活動の促進	V-2-(2)
	(3) 男女共同参画の推進	V-2-(3)

### 活力ある青年活動の促進

担当課：教育委員会

連携課：総務課・産業振興課

#### 〈現状および課題〉

青年層の人口減少や価値観の多様化にともない、各団体の青年活動は低迷状態にありますが、町外から多くの人を集め、町の知名度を高めるきっかけとなった「しばれフェスティバル」は、この青年活動から生まれた陸別の財産です。

まちに対し新たな風を起こし、活力の源を築く青年活動は、まちづくりや産業分野の進展に大きな役割を果たします。価値観の変化に対応した青年層の自主的な活動が芽生える環境を整え、積極的な青年活動が続けられることが、これからのまちづくりに求められています。

#### 〈基本方針〉

新たな組織創設や自主的な団体活動への支援を高めると共に、まちづくりや産業おこしに関する研修・研究機会を充実します。また、町内外との交流機会の拡充を図ります。

〈主な施策〉

① 組織、活動の促進、支援

- ・まちづくりに関わる自主的な青年活動への支援を行います。
- ・町内・町外の方との交流機会の拡充と参加促進を図ります。
- ・青年団活動に対する町民の理解を深めるために広報活動を充実させます。

② 年層が集まる機会の拡大

- ・青年層が集まり、交流を深めるための自主的な活動を支援します。

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
2 生き生きとした 青少年と女性	(1) すこやかな青少年の育成	V-2-(1)
	(2) 活力ある青年活動の促進	V-2-(2)
	(3) 男女共同参画の推進	V-2-(3)

### 男女共同参画の推進

担当課：総務課

連携課：教育委員会

#### 〈現状および課題〉

近年、女性を取り巻く環境は大きく変わり、女性の意識や生活様式が変化しています。当町において、女性の活力は仕事だけではなく、PTA 活動や地域でのボランティア活動、文化芸術など、まちづくりを支える大きな力となっており、今後も、あらゆる場面で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。特に子育て支援など、女性ならではの経験から社会に貢献できるものがあり、女性の社会進出の機会の更なる拡大に努めます。

女性団体の活発な活動が行われている本町ですが、男女が互いに尊重しあい、男女共同参画社会の実現に向け、更なる意識の高揚を図り、幅広い層からの積極的な社会参加を促していくことが必要です。

#### 〈基本方針〉

男女共同参画の理解を浸透させると共に、まちづくりや地域活動などへの女性参画を促進します。

〈主な施策〉

① 男女共同参画意識の啓発

・男女共同参画の実現にむけ、町民一人ひとりの意識の高揚のため、啓発や学習機会の充実を図ります。

② 女性の社会参加の促進

・女性が社会活動へ参画しやすい環境をつくるための、育児や介護などの支援策の充実を図ります。また、育児休業の取得や労働条件の配慮など、企業や事業所等の理解を深めるための啓発活動や支援策の検討を行います。

③ 女性団体活動への支援

・女性が社会活動に参加するきっかけのひとつとなる女性団体活動への支援や情報提供を積極的に行います。

④ 各種委員への登用

・各種委員会などにおいて女性委員を積極的に任命し、政策決定過程への女性の参画を促進します。

⑤ 人権尊重

・男女が共に能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、固定的な役割意識の解消や男女間の暴力や性的嫌がらせなどの防止の取り組みや、相談体制の充実を図ります。

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
3 開かれた行財政 と安定した運営	(1) 安定した行財政運営	V-3-(1)
	(2) 広域行政による効率的な行政運営	V-3-(2)

### 安定した行財政運営

担当課：総務課

連携課：

#### 〈現状および課題〉

本町は、平成17年に「陸別町自立推進プラン」を策定して、自立したまちづくりのための基本方針を定めました。

地方分権の流れに伴い、まちづくりの範囲が広がり、高度化・多様化する町民のニーズに的確に対応するため、よりきめ細かな行政サービスの提供や、地域経営の視点を持った効率的な行財政運営が求められています。また、地域における様々な課題を自らの責任において主体的に解決できる体制づくりが大切となっています。

限られた財源を効果的に活用するためには、行政環境の変化に対応した職員個々の能力向上が求められ、町民に信頼され、ともに語り合える行政環境を築いていくことが必要です。

また、事務・権限の市町村への委譲により町民にもっとも身近な町が行政サービスの中心的な役割を担うことになり、公と民の役割分担を明確にし、効率的な組織づくりを進めることが重要です。

#### 〈基本方針〉

計画的な行政運営を図ると共に、時代に対応した行政機構の整備や事務事業の改善を進め、質の高い行政サービスを提供していきます。

財政については、健全で透明な財政運営を堅持しつつ、事業効果を重視した予算編成体制や町有財産の有効活用、財源の確保などに努めます。

#### 〈主な施策〉

##### ① 計画的な行政運営

- ・本計画を基本として、各分野における取り組みを計画的・横断的に進めていきます。また、業務に対する点検、評価のシステムを確立します。

② 行政改革の推進

- ・効率的な行財政運営を図るために、組織・事務事業の点検・見直しを進めます。また、公共施設の適正配置や各種業務の民間委託、指定管理者導入の拡大などにより行政運営の効率化を図ります。
- ・望ましい受益と負担の関係を確立するために、行政サービスのコストの検証を積極的に進めます。

③ 職員の適正配置と資質向上

・職員の適正配置

少ない職員で成果を最大限に上げるため、行政組織のスリム化や各分野の横断的な事業実施を進めるほか、職員の資質に応じた適正な配置を目指します。また、より効果の高い政策展開のため、専任スタッフ制度の導入を検討します。

・職員研修機会の拡大

職員の政策能力の向上のため、研修機会の拡大や研修意欲の高揚を図ります。また、国・道との人事交流による職員の能力の向上のための取り組みを検討します。

④ 健全な財政運営

・歳入の確保

適正な課税と高い収納率の維持により税収の確保に努めると共に、受益者負担の適正化を図ります。また、国や道の補助制度などの情報収集を的確に行い、有効な活用を図ります。

・各種補助金・交付金・負担金・出資の点検

地域や団体等と行政の役割を明確にし、補助金交付の意義を再検証します。

・町有財産の有効利用

未利用町有財産や貸付財産の処分及び用途変更等などにより資産の有効利用についての検討を進めます。また、公共施設等総合管理計画を策定し、将来に向けて適正な更新等を進めます。

⑤ 財務管理の透明性

- ・陸別町の財政状況を町民のみなさんと共有するため、広報紙などで広くわかりやすく情報の提供をおこないます。

## V、豊かなふれあいが築くふるさとづくり

政 策	施 策	
3 開かれた行財政 と安定した運営	(1) 安定した行財政運営	V-3-(1)
	(2) 広域行政による効率的な行政運営	V-3-(2)

### 広域行政による効率的な行政運営

担当課：総務課

連携課：

#### 〈現状および課題〉

行政に対する、多様化・高度化するニーズや日常行動の広範囲化などに加え、効果的・効率的な行財政運営への要求も高まり、広域的な視点を持った取り組みがますます重要になります。

本町においても、十勝圏複合事務組合や池北三町行政事務組合などの構成員として、広域での連携・共同事務を進めるほか、十勝定住自立圏による連携を強化します。

今後もきびしい地方財政のもと、事務事業等の広域連携により、効率的な行政運営を図るため、より一層の可能性を求めていきます。

#### 〈基本方針〉

十勝管内自治体との広域連携の検討や、行政事務組合の機能を強化すると共に、多面的な共同事業を進め、ニーズに対応した行政サービスの提供を図ります。また、経済交流や地域交通の取り組みについて、隣接するオホーツク地域との連携を検討します。

#### 〈主な施策〉

##### ① 広域行政の推進

- ・十勝管内市町村との連携強化と広域連携について検討・推進し、効率的な行財政運営を目指します。
- ・人材育成事業など教育機関での広域対応の継続

##### ② 道東地域における連携事業の推進

- ・経済交流や地域交通の維持などの共通課題を持つ道東地域との連携について検討します。

